

バブル崩壊以降、わが国経済は深刻な閉塞状況に陥っている。これは、単に内外の情勢変化のみの帰結ではなく、経済・政治・社会システム等、わが国システムの硬直化が全体として進行し、変化への対応力が低下したことが根因である。

今後、国内の急速な高齢化、国際的にはさらなる情報化等、内外双方で構造変化が一段と進展するなかで、現行システムの改革先送りは、わが国にとって自殺行為以外の何物でもない。一定の前提条件のもとに試算すると、改革が先送りされる【現状維持ケース】の場合、中期的な平均成長率は、現下の 2% 成長軌道から徐々に低下し、2011 年度以降には 0.6% 成長と縮小均衡過程に陥る懸念が大きい。

これに対して、改革の即時断行を前提にした【構造改革ケース】の場合、中期的な平均成長率は、1997～2000 年度には改革推進下 1.8% と低迷するものの、2001 年度以降には 2% 台半ばの成長軌道への復帰を展望することが可能である。

次に財政の先行きを展望すると、現行の諸制度が温存された場合【現状維持ケース】、[1] 既得権益擁護型予算システムの持続、[2] 高齢化・少子化の進展に伴う社会保障費の膨張、等の要因により、財政は早晚破綻状態に陥ると見込まれる。国と地方を合わせた政府債務の国内総生産に対する比率は 2025 年度には 28% 程度に達し、こうした財政赤字を消費税増税で賄うとすれば、消費税率を現在の北欧諸国並みの 24% まで引き上げることが不可避となる。その場合、国民負担率は 96 年度の 37.2% (見込み) から 2025 年度には 70% 程度へと大幅に上昇すると想定される。公的部門の構造改革停滞は、経済・社会活力の大幅な低下を招来する致命傷となろう。

一方、経済構造改革に加え、行政・財政・税制・社会保障制度の全面的な再構築を実施した場合【構造改革ケース】、2006 年度以降、政府債務の国内総生産に対する比率は 3% 以内に収束し、2025 年度の国民負担率も 45% 程度に抑制される姿が展望可能である。

雇用情勢を展望すると、まず、現下の雇用・賃金調整圧力は単なる循環的要因によるものでなく、各種構造要因に根差すだけに、今後衰微する公算は小さい。逆に、内外市場の一体化が進むなかで、生き残りを賭けたリストラが一段と本格化する結果、わが国企業の雇用姿勢が、今後、雇用・賃金両面で柔軟な調整メカニズムを持つ米国型システムにシフトする可能性を否定できない。【現状維持ケース】の場合には、失業率は 2025 年に 15% に達し、わが国雇用情勢は戦後主要先進諸国のなかで最悪の事態に陥る懸念が大きい。なお、労働市場の柔軟化に伴う雇用・賃金調整や所得格差の発生は、経済・産業の構造転換や高度化への推進力として前向きに捉えるべきある。

対外バランスの行方を展望すると、短期的には非価格競争力の強さ等を背景に当面黒字が維持されるものの、中期的には構造改革断行の有無によって全く異なるコースをたどる公算が大きい。まず【現状維持ケース】では、高コスト体質温存等を背景に競争力が一段と低下し、わが国経常海外余剰は 2003 年には赤字に転落しよ

う。これに対して、【構造改革ケース】の場合、東アジア経済成長の果実をわが国経済も発展的に吸収することが可能となるなかで、対外収支の赤字転落は回避される見通しである。

今後の有望産業は、〔1〕規制緩和等の構造改革関連産業、〔2〕技術革新によって新たな需要が創出される分野、〔3〕医療・環境関連産業、の3分野が柱となろう。

現代は、企業や個人が国や地域を選択する時代である。それだけに、改革によって諸外国を上回る魅力に溢れ、海外の企業・個人からも選好される国内市場への脱皮が必要である。加えて、各国の改革姿勢が一段と積極化するなかで、改革の遅れは、国際競争力の低下を通じて民間活力の衰弱に直結するだけに、一刻も早い決断と実行が不可欠である。

具体的には、民間セクターの自助努力に加え、公的セクターでの次の改革断行が喫緊の課題である。すなわち、〔1〕行政・財政・税制分野での改革および地方分権推進を柱とする構造改革と、〔2〕一連の改革に伴うマイナス影響を極小化する社会政策的観点からの、再雇用と創造力開発に向けた教育・再教育システムの拡充、および少子化と労働力不足の両問題を同時に解決する女性・高齢者雇用システムの確立、という補完政策の拡充である。

1. はじめに

バブル崩壊以降、わが国経済は、戦後最大の深刻な停滞局面に陥っている。さらに近年では、単に成長ペースが低下しただけでなく、グローバル・スタンダードからの立ち後れに対する認識の広がりや日本的システムの有効性に対する自信喪失、あるいは産業空洞化懸念等を背景に先行き不透明感が強まるなかで、今後、わが国経済が復活する可能性は中長期的にみても必ずしも大きくないのではないかという悲観的な見方が一部に広がり始めている。

本稿では、こうした問題意識をもとに、経済再生への活路を探る観点から、中期的なわが国経済の行方を展望した。具体的には、まず第2章で、わが国経済の現状を整理したうえで、サプライ・サイドから、成長率を軸にわが国経済のマクロ的な長期展望を行った。第3章では、このマクロ経済の展望を踏まえたうえで、今後の財政・社会保障制度の行方を展望した。次に、第4章で構造転換によって最も調整コストや摩擦が発生しやすい雇用動向を、第5章でわが国経済の競争力と対外バランスの行方を、それぞれ展望したうえで、第6章では、視点を変えてセミ・マクロ的観点から今後の有望産業を展望した。最後に、第7章では、以上の分析を踏まえ、わが国経済再生を実現するための課題を検討した。

2. わが国経済の長期展望

1) わが国経済の現状

(イ) 90年代に入り、わが国経済は、高度成長期から安定成長期に転換した73年の第一次石油危機を境とする戦後第1回目の成長屈折期に次ぐ、戦後2度目の成長屈折に直面した。しかし、今回の成長屈折は第1回目と異なり、深刻な低迷が長期化している(図表1)。

まず、第1回目の成長屈折期では、リバウンドに多くの時間は要しなかった。すなわち、実質経済成長率は、73年度の5.1%から74年度に▲0.5%のマイナス成長に落ち込んだものの、こうした落ち込みは1年にとどまり、成長ペースは、75年度に一転して4.0%、さらに76年度には3.8%へ上昇し、その後の安定成長期にお

ける中期的な平均成長ペースである実質4%の成長軌道に逸早く復帰した。

これに対して今回は、91年度の3.1%成長から92年度に0.4%成長へ成長屈折した後、93年度0.5%、94年度0.7%と、現時点でのわが国潜在成長力とみられる2%台半ばの成長ペースを大きく下回る1%弱の低成長が92年以降3年連続して続いた。95年度の2.4%の後、96年度には2.8%と3%弱の成長ペースを回復するものの、97年度には再び1%台の成長ペースに落ち込む見通しである（注）。

（注）JRR97年1月号「97年度経済見通し」参照。

（ロ）こうした長期にわたる低迷は、様々な構造調整が一度に進行した帰結である。具体的には、[1]メガ・コンペティション時代の到来、[2]バブル崩壊の後始末、[3]高コスト体質の是正遅延、[4]高齢化の進行、等を主な調整圧力として指摘できよう。わが国が、これほどディメンジョンの異なる多面的な構造調整圧力に同時に直面した事態は、少なくとも戦後において皆無であった。

a) メガ・コンペティション時代の到来

まず、東アジア経済の飛躍的発展および旧社会主義経済圏の市場化によって、世界経済に大競争時代が到来したことである。この結果、先進各国は、[1]所得・売上・税収等で価格上昇による増加が見込めないディス・インフレ（ゼロ・インフレ）現象と、[2]汎用品等、低付加価値製品の途上国への生産移転による国内の産業・雇用の空洞化進行、の2つの問題に直面している。

とりわけ、東アジア諸国で注目されるべき点は、高水準の経済成長ペースだけでなく、その人口と所得水準の分布である（図表2）。すなわち、これまで東アジアの成長センターとなってきたNIEsの人口は5千万人強であり、NIEsに次ぐ成長地域であるアセアン地域を含めても4億人弱に過ぎなかった。しかし、近年、経済発展の緒に就き、世界経済への参入を強めている中国あるいはインドの人口は、それぞれ12億人、9億人である一方、その所得水準はNIEs・アセアン諸国を大幅に下回り、賃金面を中心とするコスト競争力は遥かに強く、潜在的な成長余力は極めて大きい。ちなみに、21世紀の成長センターと目される東アジア経済圏の中核として、これらNIEs・アセアン・中国・インドに着目してみると、その合計人口は25億人に上り、日本・北米・西欧を合算した8億人の3倍強に相当する。

b) バブル崩壊の後始末

第2は資産デフレの問題である。バブルの大きさを度外視すれば、先進諸国では総じて80年代後半に資産インフレが進行した。しかし、各国ではすでにその調整が終了し、株価等資産価格は再び上昇局面に転じている。

これに対して、わが国の場合、まず、資産インフレの規模自体が各国を上回る大きなものであったうえ、その後の処理・対応が必ずしも適宜適切なものではなかった結果、現時点でも依然として企業や個人のバランス・シート調整や不良債権処理等、バブルの後始末が続いている。

もっとも、地価やオフィス賃貸料等の価格調整、すなわち、突出した高価格から国際的にみて妥当な水準への価格調整は、すでに終息に向かいつつある。

まず 94 年 1 月を調査時点とする国土庁の世界地価等調査によると、商業地価、オフィス賃貸料とも、わが国の価格水準は、依然として国際的に突出した高水準となっていた（図表 3）。すなわち、東京の一般的な商業地価は、台北やシンガポールに比べて 2 倍半、ニューヨークやロンドン対比では 10 倍前後も高い水準にあった。唯一の例外は中国返還に沸く香港であり、香港の商業地価は、東京に比べて 1 割強高い水準であった。

一方、オフィス賃料、すなわち、単位面積当たりの年間床賃料では、東京は、台北やソウル、シンガポールの東アジア主要都市、あるいはニューヨークやロンドン、パリの欧米主要都市に比べてほぼ 2 倍の高さにあった。こちらでも唯一の例外は香港であり、香港の賃料は東京の 1.2 倍高い水準である一方、上海は東京の 8 割弱と各国主要都市を上回る水準となっていた。

しかし、わが国では、商業地価、オフィス賃料とも、その後一段と下落し、現在では 94 年 1 月対比、ほぼ 4 割前後低下している。さらに、円安の進行がある。現時点の為替相場は、各国間の地価比較で使用された 94 年平均の 102.18 円／ドルから 110 円／ドル台前半の水準にシフトし、10 円／ドル前後円安が進行している。

この国内地価の 4 割低下と為替の 1 割円安を合算すると、国際的視点からみた現時点での東京の商業地価およびオフィス賃貸料は、94 年 1 月水準対比、5 割低下している。各国の地価が 94 年 1 月の調査時点から変化していないとすると、少なくとも、東京の商業地価は、台湾やシンガポール、ソウルの東アジア主要都市と同水準となる一方、東京のオフィス賃貸料は、東アジア主要都市のみならず、ニューヨークやロンドン、パリの欧米主要都市と比べて、ほぼ同水準まで低下しているとみられる。

c) 高コスト体質の是正遅延

第 3 は、一般物価の分野においても国内の価格水準が国際水準を大幅に上回っていることである。この内外価格差を定量的にみるために、円ドル相場について、購買力平価と市場レートとの乖離率を計算してみると、わが国の物価水準は 96 年時点でも国際水準を 1.6 倍上回る高さとなっている（図表 4）。

このように内外価格差が解消されないのは、サービス価格や公共料金をはじめとして、海外との価格裁定が働かない、すなわち、市場経済原理から遮断された分野があるためである。この結果、国内経済活動はコスト面から競争力を喪失する一方、国民生活では豊かさが実感されない不幸な事態が未解決のまま放置されている。

さらにこうした改革が進展しない背景には、既得権の保全に固執する政官民の鉄のトライアングル等、政治・行政・経済システムをはじめとするわが国システムの硬直化が進行し、その結果、内外情勢の変化への対応力が低下しているという事情を指摘できよう。かつて第二次石油危機に遭遇した折、世界に先駆けて逸早く景気回復軌道への復帰を実現する等、わが国は、戦後幾多の情勢変化に対して抜群の適応能力を発揮してきた。しかし、そのしなやかな適応能力は、すでに昔日のものとなりつつある。

d) 高齢化の進行

わが国社会の高齢化は着実に進行し、さらにその進行スピードは近年一段と速まっている。すなわち、全人口に占める 65 歳以上人口のシェア、いわゆる高齢人口割合の推移をみると、その増加ペースが一貫して加速している。60 年代では 60 年の 5.7%から 70 年の 7.1%へと 10 年間で 1.4 ポイントの上昇であったが、70 年代には 10 年間で 2.0 ポイント、80 年代には 10 年間で 3.1 ポイントと徐々に加速し、90 年代に入ると 95 年ま

での5年間で2.6ポイントと80年代の10年分にほぼ匹敵するペースで高齢化が進行している。

こうした高齢化進行ペースの加速は、単に長寿化による高齢人口の増加によるものだけではなく、生産年齢人口（15～64歳人口）の増勢が鈍化するなかで、若年人口（0～14歳人口）が82年以降減少傾向に転じたことが大きく影響している。

さらに、今後を展望すると、少子化傾向に歯止めが掛からないもとで若年人口の減少傾向に大きな変化は見込み難いうえ、生産年齢人口は95年をピークに96年以降減少傾向に転換する結果、高齢化のスピードは一段と加速する見通しである。ちなみに、厚生省人口問題研究所の将来推計人口のうち、出生率の水準が現状とほぼ同水準で大きな回復は見込めないとする低位推計に基づいてみると、若年人口および生産年齢人口の減少を主因に、2008年以降、総人口が減少傾向に転じる見込みとなっている（図表5）。

（ハ）しかし、わが国経済の長期低迷や現下のわが国に蔓延する閉塞感をもたらしている要因は、以上にみた各種の構造変化にとどまらない。その根底には、世界的規模で、従来型政治・経済・社会システムの転換が進行し始めているという大きな歴史のうねりと、その潮流に対して、わが国がうまく適応できていない状況に対する認識の広がりがある。具体的な動きに即してみると、その変化は、〔1〕生産要素の流動化、〔2〕情報通信革命、〔3〕市場機能の拡大、の3種類のベクトルに集約することができる。

a) 生産要素の流動化

～ 輸出競争力から市場競争力へ ～

第1は、生産要素、すなわち、機械設備等の資本あるいは労働力の流動化である。

従来、工場や機械設備等の資本、あるいは労働力といった生産要素は一般に各国の経済に帰属し、いずれも海外への流出・移転はきわめて例外的なものであった。稼得された利潤を元手に企業が行う投資は国内で行われるのが通常である一方、労働者も国内で就労するのが通例であった。

もっとも、生産要素が国際間を移動する事例はこれまでも実在した。例えば、稼得された利潤が国内投資に振り向けられず、海外に流出する事例としては、80年代初めの、累積債務諸国で発生したキャピタル・フライトが有名である。一方、労働力の国際的な移動は、旧ソ連邦の崩壊による政治難民、あるいはアフリカ諸国から英国あるいはフランス等、かつての植民地地域から旧宗主国へのいわば経済難民を指摘することができる。しかし、いずれのケースでも、これらの現象は非常事態のもとで進化したあくまで例外的な事例であり、少なくとも先進各国内では稀有な現象であった。

図式化してみれば、これまでの世界システムでは、〔1〕一国の経済と、国民国家概念に基づく政治・社会システムの枠組みとがほぼ矛盾なく一致し、〔2〕これを前提に、資本や労働力、さらにノウハウ等の資産が総じて各国に帰属し海外流出がきわめて限定的なものにとどまるなかで、〔3〕物的・人的・知的資産の集積度によって規定される輸出競争力こそ、各国経済の優劣を左右する最大の決定要因となってきた。

しかし、こうした、従来、世界経済システムの基盤となってきた構成要素は、現在、大きく変質し始めている。

まず、「グローバル化」として捉えられてきた、企業等経済主体の活動範囲の拡大と、それによる政治・社会システムとの矛盾の強まりである。もっとも、わが国では、長らく一国経済と、政治・社会システムの枠組みとの一致について大きな疑問が呈されることは少なかった。この背景には、他国に侵攻された経験がない等、わが国の歴史的・地勢学的特殊性だけでなく、第二次大戦後、さらにいえば、富国強兵を目指した明治以降、わが国は欧米先進各国へのキャッチ・アップを目指した開発主義型国家であり、そのなかで経済と政治・社会システムとは表裏一体の関係にあり、それがわが国の世界史的にも稀有な経済発展をもたらしてきた、との長い成功体験の存在を指摘できよう。しかし、80年代半ばの円高進行以降、産業・雇用の空洞化の動きが国全体に広く波及するなかで、わが国でも、経済と、政治・社会システムとの不突合への認識が浸透しつつある。

次いで、直接投資の増大とその変質が指摘されよう。わが国が空洞化の危機に晒され始めた80年代半ば以降、世界では、低賃金等コスト競争力を武器として、東アジア諸国等のエマージング・マーケットが台頭するなかで、直接投資が大幅に増大すると同時に、直接投資の変質が進行している。

かつて直接投資とは、ノックダウン方式による海外進出等にみられる通り、工場等の資本移転、あるいは現地雇用増にみられる労働力の移転には作用するものの、技術やノウハウ等、知的資産の移転の面で大きな寄与を期待することは一般に困難であった。

しかし、現在行われている直接投資では、対象業種が、製造業にととまらず、情報・通信、金融、サービス業等、ほぼ全産業に拡大する一方、それぞれの業種で先端分野・先端業務も直接投資の対象となってきた。この結果、投資対象となった地域・国では、物的・人的・知的資産を一挙に獲得することが可能となっている。

以上を総合してみると、資本や労働力、ノウハウ等、従来、一国経済と表裏一体となってきた物的・人的・知的資産は、グローバル化に伴う財・サービスの自由な国際移動のなかですでに実質上流動化しつつあるうえ、直接投資の増大と変質が進展するなかで、単に資産や資金あるいはノウハウのみならず、香港やシンガポールの金融市場への国際的な労働参入に象徴される通り、人的資産についても、流動化現象が始動しつつある。さらに、こうした情勢下での経済力の源泉は、もはや輸出競争力ではなく、直接投資を呼び込む市場の競争力、すなわち、市場の収益性や成長性のみならず、低いインフラ・コストやシンプルな規制システム等の市場の効率性、あるいは税制や市場の透明度等、企業・個人等、経済主体にとって、どれだけ使い勝手の良い市場であるかどうかという魅力の多寡が最大の焦点となっている。こうした情勢下では、グローバル・スタンダードは、世界のなかで最も競争力のある市場、すなわち、企業・個人にとって最も魅力的な市場に自動的に決定される。

b) 情報通信革命

～ スケール・メリットからスピード・メリットへ ～

第2は、世界的な情報・通信革命の進行である。

わが国をはじめとする先進工業各国は、産業化によって大きな経済的成功を収めてきた。その成功の根底には、生産における収穫逓増、すなわち工業化社会におけるスケール・メリットの貢献を指摘できる。すなわち、大量生産によって生産コストが引き下げられる結果、製品価格の低下を通じて消費等最終需要の増大が誘発される一方、需要増に伴う生産増加によって企業利潤と雇用者所得の増加が達成される。さらに、その所得増加が、貯蓄を通じた設備投資によって、製品価格の低下から需要増・生産増を経て所得増加に至る、新たな成長サイ

クルを生み出す、という経済発展のメカニズムである。このスケール・メリットのメカニズムが作動するもとでは、国内や地域内、あるいは、企業内や関連企業内等、ひとつのサークルのなかに、物的・人的・知的資産を極力集中させるシステムが最も経済合理性に合致するものであり、分散投資や海外直接投資等、資産の分散は極力回避されるべきことであった。

従来、情報・通信技術の進歩は、こうした物的・人的・知的資産の集中と、その有効活用による生産性の向上に寄与してきた。しかし、近年、一段と進行した情報・通信技術の発展は、前述の生産要素の流動化傾向とも相俟って、これまでのスケール・メリットを核とした経済発展メカニズムに変質を促している。すなわち、現在では、情報・通信技術の飛躍的発展の結果、様々なシーズの製品化や商品化、さらに販売等において、一企業内で自己完結的に対応するのではなく、その都度、グローバルな視野から物的・人的・知的資産の最適な組み合わせをアド・ホックに組成することで対応することが可能となってきた。こうした情勢下、今後の競争を生き抜く条件は、実現可能性のある製品・サービスのシーズや消費者ニーズの行方を見極める能力と同時に、そのための情報の収集とグローバルな最適資産の組み合わせを他者に先駆けて行う能力の有無が最大のポイントとなってきた。

このようにみると、現代は、スケール・メリットが支配する産業化社会から、他者を凌駕するスピードの速さが生存競争の勝敗を左右する最大の要因となる、いわばスピード・メリットがスケール・メリットに勝る情報化社会への転換が進行しつつある時代と捉えることができよう。それだけに、これまで経済発展の源泉となってきたスケール・メリットの追求するシステム、すなわち物的・人的・知的資源の集中は、今後の情報化社会のなかでは、逆に、経済発展を阻害し、競争力を喪失させるマイナス要因として作用する可能性がある。とりわけ、わが国の場合、これまで産業化の実現によって大きな成果を収めてきただけに、その成功体験が、今後の情報化社会への転換を阻害する事態を回避することが重要な課題といえよう。さらに、この情報・通信革命は、意思決定をはじめとする組織のあり方や雇用・賃金制度等、これまで産業化社会を支えてきた政治・経済・社会システムのあり方自体にも抜本的変革をもたらす可能性が大きい。

c) 市場機能の拡大

～ 政府機能の縮小と市場機能の復権 ～

第3は、市場機能の復権とその拡大である。

第二次大戦後、先進各国では、総じて、失業対策や、医療・年金・福祉制度等、社会保障制度が拡充される一方、欧州各国では主要産業で企業の国有化が推進される等、大きな政府路線が踏襲されてきた。この大きな政府路線は、経済的には産業化による飛躍的な経済発展を基盤としつつ、政治的には、市場の失敗に対する懸念、あるいは政府の資源配分・所得分配機能に対する信頼等を根拠として、政府の市場介入を是認する思想によって支持されてきた。

しかし、世界各国の動きをみると、近年、大きな政府から小さな政府に回帰する潮流が強まっている。すなわち、英米加豪等、アングロ・サクソン系諸国では、小さな政府実現に向けた改革が80年代以降積極的に推進され、すでに改革の効果が顕在化し始めている。一方、これまで市場原理の貫徹に対して懐疑的であった、さらにいえば英米型の小さな政府システムの導入に対して消極的な姿勢が強かった欧州大陸系諸国でも、大きな政府による自国経済の深刻な停滞に直面するなかで、近年、軌道修正が行われ、英米型の改革に着手する動き

が広がっている。

このように欧米先進各国で、ほぼ共通して小さな政府への改革が推進され始めている根底には、大きな政府路線を引き続き踏襲した場合、各国経済は危機的状況に陥る懸念が大きいという厳しい認識がある。具体的には次の通りである。

第1は、大きな政府の非効率性、すなわち、世界的な大競争時代が到来するなかで、大きな政府を基盤とした高福祉・高負担等の高コスト体質を温存したままでは、国内産業の空洞化と、失業増加・実質賃金減少の悪循環に陥る懸念が大きいことである。

第2は、先進各国で共通して人口構成の高齢化が進行するなかで、大きな政府路線の維持は、財政赤字問題を一段と悪化させ、さらに世代間の所得分配問題を深刻化させる点である。

第3は、市場の失敗に対する政府の補完機能への疑問である。市場に対する政府の介入は、典型的には、次のような思想のもとに是認されてきた。すなわち、自然独占性のある分野を市場原理に委ねた場合、独占あるいは寡占化の進行によって不適切な価格の設定、あるいは歪んだ資源配分が行われる懸念が大きい。このため、政府あるいはその付属機関が参入規制・価格規制を通じて市場に介入し、そうした不当な事態を回避する、という考え方である。

しかし、70年代以降、英米を中心に、政府の市場介入には、市場の失敗を補完するよりも、むしろ次のような問題点があるという指摘が徐々に行われるようになった。すなわち、[1] 参入規制・価格規制は市場競争を阻害し、結果として国内市場の保護政策となるため、経営合理化・価格引き下げ・サービス向上に対するインセンティブの喪失に作用する、[2] 価格規制、とりわけコスト積み上げ型の価格設定等、総コスト補償型価格規制の場合、国際的にみても高価格となる傾向が強いと同時に、過剰投資等を通じて逆に歪んだ資源配分が助長されやすい、[3] 当該市場のみならず国内市場全体として高コスト体質に陥り、国際競争力が低下する、等の諸点である。加えて、参入・価格規制が導入された時点では、自然独占性の色彩が強かった市場であっても、その後の技術進歩による情勢変化の結果、競争市場化が進展し、現時点では、政府の参入規制・価格規制の必要性が縮小した分野もある。具体的には、国際的な競争激化が進展した電気通信分野や航空旅客分野等をその典型として指摘できる。

こうした認識の強まりに加え、技術進歩あるいは国際的な競争市場の形成等の情勢変化が進展するなかで、欧米各国では、通信・電気・運輸等、公共料金サービス分野における料金規制や参入規制の緩和や自由化、あるいは国有企業の民営化や政府資産の売却が積極的に推進され、官民の役割の見直しが小さな政府を実現する方向で急速に進展している。

2) 今後の長期展望

(イ) 以上の通り、現在のわが国経済は、多面的な構造調整のみならず、様々なベクトルからなる歴史的変革の圧力に、同時に直面している。このため、現下の難局を克服し、わが国経済の再生を達成するためには、従来型システムの抜本的改革によって、情勢変化に適合する弾力的なシステムを新たに創設することが不可欠である。

もっとも、現行システムは、世界史上にも稀れな経済発展を支える基盤として、戦後半世紀にわたって定着し、さらに、国民各層の意識のなかにも深く根付いてきた強固なものである。それだけに、現実には改革が遂行される段階では、多大の困難や摩擦の発生は避けられない。加えて、改革の進展に伴い、企業倒産や失業の増加等、社会的コストも発生しよう。このため、改革推進に伴うコスト発生に対して、景気の回復力が依然として脆弱な現下の情勢下では、政治的にも容認できない等を口実として、構造改革を先送りしようとする圧力が強まり、改革が頓挫する可能性を否定することはできない。

しかし、今後、国内での急速な高齢化の進行に加え、上記の通り、国際的な情報革命の進行等、内外の構造的な情勢変化を背景に、環境変化に対する柔軟な適応力の必要性が一段と強まると見込まれるなかで、現行システムの改革先送りは、わが国にとって自殺行為以外の何物でもない。

（ロ）それでは、今後のわが国経済のコースをどのようにみるべきか。ここでは、長期的な経済展望で通常用いられるサプライ・サイド面からの分析に依拠することとし、まず、戦後のわが国経済成長の推移を、主要先進各国と対比してみた。これによると、わが国の特徴として、次の3点を指摘できる（図表6）。なお、ここでは、戦後の先進各国の経済推移のなかで、〔1〕第一次石油危機以前、〔2〕第一次石油危機から世界同時不況まで、〔3〕世界同時不況後の80年代、〔4〕90年代、の4つの時期に区分したうえで、労働、資本、全要素生産性の3生産要素別に成長率に対するそれぞれの寄与度をみた。

〔1〕高めの成長軌道

第1は、第一次石油危機以前の高度成長期のみならず、その後もバブル崩壊による停滞に至るまで、すなわち、2度の石油危機と世界同時不況に直面した74～82年の調整局面、および83年以降91年までの安定成長期において、わが国経済は米英独仏の主要先進各国を上回る高水準の成長を実現してきたことである。

〔2〕資本牽引型成長

第2は、こうしたわが国の高成長が、生産要素別にみると、労働や全要素生産性ではなく、主として資本の充実によってもたらされてきたことである。資本牽引型の経済成長は、少なくとも主要先進各国には見られないわが国に特徴的な成長パターンである。

英仏等、欧州主要国では、経済成長に対する資本や労働の寄与は必ずしも大きくなく、最大の寄与は全要素生産性によるものであった。すなわち、成長の源泉は、単なる資本賦存量や労働力人口の増加といった量的拡大によるものではなく、より高機能化した設備へのリプレース、あるいは雇用者の技能向上等による労働生産性の上昇等、資本や労働力の高付加価値化に依存してきた。この背景には、欧州主要国、とりわけ英仏では、わが国やドイツ等の戦後復興国、さらには東アジアNIEs等新興工業諸国が経済発展を遂げるなかで、高付加価値産業・分野への構造転換を図る以外、成長力を維持する方策が無かったという事情を指摘できる。

一方、米国では、労働力を主要な牽引役として経済成長が実現されてきた。この点だけに着目すれば、その成長パターンは、わが国とも、欧州主要国とも全く異なり、移民流入等による労働力の量的増加という米国特有の経済メカニズムによるものとの見方もあり得よう。しかし、戦後世界において米国経済が置かれてきた状況、すなわち、日独や東アジアNIEsのキャッチ・アップが進行し、80年代には空洞化の危機にも直面した経緯に即してみれば、その情勢に英仏等欧州主要国と大きな差異はない。むしろ、米国経済の成長メカニズムは次

のように捉えられるべきであろう。

まず、米国産業の高度化が、高付加価値産業・分野での雇用増加によって進行した。その一方で、移民等を中心に、低付加価値産業・分野での雇用も増加した。その結果、労働力は増加したものの、産業高度化による労働生産性の上昇は、低付加価値産業・分野での雇用増による労働生産性の低下によって減殺され、少なくともマクロ動向からみる限り、米国全体として全要素生産性の大幅な上昇には表面上結実しなかった。

こうした英米主要先進国の動きを踏まえてみると、わが国の資本牽引型経済成長は、欧米諸国が苦悩してきた空洞化の危機や経済・産業の構造転換に直面しなかったために可能であった成長パターン、と位置づけることができよう。

〔3〕 バブル崩壊以降

第3は、バブル崩壊、すなわち 92 年以降、全要素生産性が、わが国の経済成長に対して大幅な成長阻害要因に転化したことである。こうした事態は、第一次石油危機から世界同時不況までの米国で、全要素生産性がわずかにマイナスとなった以外、戦後欧米主要先進国では見られない。

これは、右肩上がりの成長神話が定着し、バブル景気によって実力以上の成長がもたらされるなかで、資本と労働力の両面で量の確保が優先されたものの、その設備と雇用がバブル崩壊によって一挙に余剰となった結果である。すなわち、供給能力を下回る需要の低迷に対して、雇用の削減や資本の廃棄等によって対応する方法ではなく、現有の雇用・資本を維持しつつ需要の低迷に対応した結果、労働生産性や資本生産性が低下した、すなわち、社内失業や遊休設備の発生が許容された帰結と位置づけられる。

この背景には、様々な事情が指摘できるものの、集約すれば、〔1〕バブル崩壊は深刻な調整ではなく、早晩わが国経済は従来同様の景気回復軌道に復帰するとの楽観的な見方が、バブル崩壊が明確になった後も政府当局をはじめとして一部にあったこと、さらに、〔2〕事態を深刻に受け止めているものの、社内失業や遊休設備問題の短期処理システムは、右肩上がり経済が定着してきた戦後わが国で、少なくとも大多数が利用するものとしては事実上存在しなかったこと、の2点を指摘できる。

（ハ）そこで以下では、労働、資本、全要素生産性の3者を核とするサプライ・サイドからのフレーム・ワークを分析の中心として、わが国経済の長期展望を行ってみた（図表7）。

a) シナリオ

まず、わが国経済の今後のコースとして、現状維持ケースと構造改革ケースの2種類のシナリオを想定した。

〔1〕 現状維持ケース

このケースでは、構造改革が先送りされ、現在の高コスト体質が温存される結果、わが国経済の競争力が徐々に衰微していく悲観的なシナリオを想定した。

〔2〕 構造改革ケース

このケースでは、経済的規制の撤廃や政治・経済・社会等、わが国の従来型システムの抜本的な改革が遅滞なく円滑に進行するきわめて理想的なシナリオを想定した。

b) シナリオ別成長コース

上記2タイプのシナリオ別に成長コースをみると、次の通りである。なお、ここでは、2025年度までの展開を大括りに性格分けして捉える観点から、[1] 1997年度から2000年度までの4年間、[2] 2001年度から2010年度までの10年間、[3] 2011年度から2025年度までの15年間、の3つの期間に分けた。

[1] 現状維持ケース

まず、1997年度から2000年度までの期間では、構造改革が先送りされるため、失業や倒産等、改革に伴う社会的・経済的コストの発生が回避される。この結果、改革推進による景気押し下げ圧力は発生せず、平均成長率は2.1%と2%成長軌道を維持しよう。なお、この期間は、これまで蓄積されてきた資本や人材、さらにノウハウや貯蓄等、過去の蓄積によってわが国の経済成長が維持される、いわば経済成長における慣性モーメントによって成長が確保される意味で、「余熱期」と位置づけることができる。

しかし、2001年度以降では、国内の高コスト体質が温存されるなかで、相対的なわが国市場の魅力減退を背景に国内投資が長期にわたって低迷する結果、国際競争力は趨勢的に低下し、わが国経済では産業・雇用の空洞化が進行しよう。加えて、国内経済の停滞を背景に財政状況の悪化が不可避となるなかで、一段の財政収支の悪化回避に向けた消費税率の引き上げ等税制改革が、経済の低迷に拍車を掛けよう。こうしたマイナス影響が重疊的にわが国を襲う結果、2001年度から2010年度までの平均成長率は1.3%と1%成長に落ち込む。なお、2000年度までわが国経済を支えてきた慣性モーメントが喪失される点に着目してみると、この時期は「停滞期」と位置づけることができよう。

さらに、2011年度以降になると、事態は一段と深刻化しよう。すなわち、わが国経済の相対的な魅力が一段と喪失されるなかで、空洞化が進行する一方、国内経済の停滞が強まる結果、国内投資の不振が長引き、これが競争力低下を通じてさらなる経済停滞に波及しよう。加えて、一段の財政悪化を回避する観点からの消費税率引き上げ等税制改正が、国内経済の停滞を強めよう。この結果、2011年度から2025年度までの平均成長率は0.6%まで低下しよう。この15年間は、いわば縮小均衡サイクルが本格始動する時期であり、「縮小均衡期」と位置づけられよう。

以上の通り、改革が先送りされる現状維持ケースの場合、中期的な平均成長率は、2000年度までは2%成長軌道が維持されるものの、2001年度以降徐々に低下し、2011年度以降には0.6%成長の縮小均衡に陥るきわめて悲観的なコースが想定される。

[2] 構造改革ケース

構造改革ケースの場合、1997年度から2000年度の4年間は、規制緩和や、行政・財政・税制および社会保障制度等、各種の抜本的改革が本格的に推進される時期であり、まさに「構造改革期」と位置づけられる。このため、改革推進によるプラス効果も見込まれるものの、一方では、消費税率引き上げ影響等税制改革に伴う

マイナス影響や、失業や倒産等改革推進や産業構造転換に伴う調整コストの発生は不可避である。このため、その期間の平均成長率は 1.8%と 2 %成長を割り込み、構造改革を一切行わない現状維持ケースの 2.1%成長を若干ながら下回ろう。

しかし、2001 年度以降には、構造改革によってわが国経済活力の復活が展望されよう。とりわけ、2010 年度までの 10 年間は、構造改革推進の効果が集中的に顕在化する結果、平均成長ペースは 2.8%と 3 %弱の成長軌道が達成される局面であり、いわば、「復活期」と位置づけられる。

最後に、2011 年度から 2025 年度までの 15 年間は、改革によってわが国経済が蘇生する結果、新産業の創出効果等の改革効果が経済成長に着実に寄与し、2.4%と 2 %台半ばの成長ペースが維持されよう。このため、同期間は、「安定期」と位置づけられよう。

以上の通り、構造改革ケースの場合、中期的な平均成長率は、2000 年度までは 1.8%と現状維持ケースを下回るものの、改革効果が顕在化し、わが国経済の復活が達成されるなかで、2001 年度以降には 2 %台半ばの成長軌道が確保されるという楽観的なコースを想定できる。

c) 主な前提条件

シナリオ別に主な前提条件をみると、次の通りである。

【現状維持ケース】

〔1〕労働力人口

2000 年度までの余熱期では、生産年齢人口は減少傾向を辿るものの、構造改革が先送りされ、失業や倒産等の事態が回避されるなかで、堅調な労働需要を背景に労働力人口はわずかながら増勢（年平均前年比 0.2%増）を持続する。

しかし、2001 年度以降になると、わが国経済の停滞傾向が強まるなかで労働需要が伸び悩む結果、労働力人口は、2010 年度までの停滞期では横這いで推移した後、2011 年度以降の縮小均衡期には前年比 0.2%減と、わずかながら減少傾向に転じる。

〔2〕資本ストック

資本ストックの増加ペースは、1997 年度から 2000 年度までの余熱期では現状と同水準（前年比 4 %増）で推移するものの、その後徐々に鈍化し、2010 年度までの停滞期には米英仏独の主要先進 4 カ国と同水準の前年比 3 %増へ、さらに 2011 年度から 2025 年度までの縮小均衡期には同 2 %増へ一段と低下する。

〔3〕全要素生産性

全要素生産性の成長寄与度は、余熱期および停滞期には、世界同時不況以後バブル景気まで、すなわち 83～91 年のわが国の水準(0.9%) で推移するものの、その後、英国が深刻な停滞、いわゆる英国病に陥った 74～

82 年の水準(0.8%)に低下する。

〔4〕 税制改革

国内経済の停滞を背景に財政バランスの改善が進展しない結果、消費税率は順次引き上げられると想定した。具体的には、2001 年に 10%、2006 年に 16%、2011 年に 19%へ引き上げられ、最終的には 2021 年に 24%に引き上げられる。

〔5〕 空洞化影響

空洞化問題に直面した時期の英独仏 3 カ国の製造業労働者の減勢（前年比▲2 %）の半分のペースで製造業雇用が減少するとした。

〔6〕 労働分配率

わが国労働分配率は戦後ほぼ一貫して上昇してきたものの、すでに欧米主要先進諸国水準まで上昇しており、さらなる上昇は、賃金コスト面から国際競争力の低下に作用する公算が大きい。このため、労働分配率の一段の上昇シナリオは経済的にみても無理があり、今後、わが国労働分配率は現状水準で横這いで推移すると想定した。

【構造改革ケース】

〔1〕 労働力人口

構造改革が本格的に推進される 2000 年度までは、調整圧力の強まりを背景に労働需要の大幅な盛り上がりが見込めないなかで、労働力人口は横這いで推移する。しかし、その後、構造転換を反映して労働需要が増大し、女性・高齢者の活用が図られる結果、労働力人口は、2001 年度以降わずかながら増加傾向へ転じ、成長ペースが相対的に高い 2001～2010 年度では年平均 0.2%増、2011 年度以降には同 0.1%増のテンポで増加するとした。

〔2〕 資本ストック

資本ストックの増加ペースは、構造改革期（1997～2000 年度）には米英独仏の主要先進各国水準まで鈍化（年平均前年比 3 %増）するものの、その後、現状水準（同 4 %増）まで回復するとした。

〔3〕 全要素生産性

全要素生産性の成長寄与度は、構造改革期（1997～2000 年度）では世界同時不況以後バブル景気まで、すなわち 83～91 年のわが国水準（0.9%）にとどまるものの、2001 年度以降では規制緩和が積極的に推進された同時期の米国水準（1.0%）まで上昇するとした。

〔4〕 税制改革影響

可及的速やかな改革の断行という観点から、1998年に、消費税率が10%へ引上げられる一方、所得・法人税等の同時減税が断行され、直間比率の是正が行われると想定した。

〔5〕構造改革効果

構造改革によって市場競争原理が確立される結果、まず、わが国の産業別労働者1人当たり付加価値生産性が米国水準まで上昇し、さらに、労働生産性の上昇を通じた競争力向上によって見込まれる市場の拡大効果として、各産業別の雇用者シェアが米国水準まで増大すると想定した。なお、製造業以外の財・サービスは非貿易財であり国際間の競争市場が存在しないものの、米国市場は非貿易財についても競争的であることを前提に、労働生産性のうち米国水準を上回る部分は、市場の失敗等、わが国国内市場が不完全競争状態にある帰結と想定した。

〔6〕労働分配率

わが国労働分配率は戦後ほぼ一貫して上昇してきたものの、すでに欧米主要先進諸国水準まで上昇しており、さらなる上昇は、賃金コスト面から国際競争力の低下に作用する公算が大きい。このため、労働分配率の一段の上昇シナリオは経済的にみても無理があり、今後、わが国労働分配率は現状水準で横這いで推移すると想定した。

3. わが国財政の長期展望

1) 財政の現況

こうした経済環境のもとで、わが国の財政状況はどのような姿となっていくのであろう。また、その結果としての国民負担はどの程度のレベルに達するのか。以下では、こうした点を各種の制度改革のあり方を踏まえつつ、展望していくこととする。

(イ) 国の財政状況

わが国財政の現況を整理すると、まず国の一般会計に関しては、〔1〕バブル崩壊後の大幅な税収の落ち込み、〔2〕深刻な景気悪化に対応した一連の景気対策（公共事業の積み増し、大規模減税）等、歳出・歳入双方の要因により、財政バランスが失衡し、破綻的状况に陥っている。現に、国の一般会計の財政赤字に対応する国債新規発行額は96年度当初予算ベースで21兆円に達し、公債依存度は28.0%にまで高まると予想されている。21兆円という国債発行とこのうち12兆円の赤字国債は、国債発行が始まった65年度以降いずれも既往最高の規模である。この結果、大蔵省の見通しによると、96年度末の国債発行残高は241兆円程度（国内総生産の49%程度）に達する模様である。さらに、こうした歳入不足に伴う国債増発は、歳出面にも影を落としており、96年度の国債費の一般会計に対する比率は21.8%と既往最高の91、92年度（ともに22.8%）に次ぐ水準にある。

(ロ) 地方財政の悪化

こうした財政の悪化は、国家財政にとどまらず、地方財政にも広がっている。すなわち、地方財政は、〔1〕地方税の伸び悩み、〔2〕国税収入低迷に伴う地方交付税の落ち込み、〔3〕景気対策としての住民税減税、等により、96年度は8兆円もの歳入不足に陥っている（地方財政計画ベース、以下同じ）。この結果、地方財政は地方債の大幅増発、交付税・譲与税配付金特別会計の借入等に迫られており、地方財政の公債依存度は既往最高の18.3%に達している（同特別会計の借入金を含むベース）。96年度末の地方財政にかかわる債務残高（地方債、地方公営企業債の普通会計負担分、同特別会計借入金の合計）は136兆円（国内総生産の28%程度）に達している。また、個別の地方自治体の状況をみても、財政悪化のメルクマールとなる公債費負担率（一般財源のうち公債費に充当される財源の割合）が15%以上の地方公共団体が1,322団体と全団体の40.3%にも達しているのが実情である。

以上の結果、96年度末の国、地方を合わせた長期債務残高は442兆円程度、国内総生産に対する比率は89%程度に達する見通しである。

（ハ）諸外国との比較

こうしたわが国の財政悪化は他の主要先進国と比較してみても、極めて不芳な状況にある。すなわち、一般政府部門（注1）の財政赤字の国内総生産に対する比率でみると、わが国の同比率は70年代半ば以降、第一次石油危機後の財政悪化のなかで低迷したものの、80年代初頭以降は改善傾向をたどり、90年には▲0.7%まで縮小し、主要先進国中最高のパフォーマンスを示していた（図表8、注2）。しかしながら、91年以降、同比率は前述のような財政悪化傾向を反映して赤字幅が拡大に転じ、OECDの見通しによると、96年には▲7.4%とこれまで財政悪化が喧伝されてきたイタリアをも凌ぐ、先進国中最悪の状況に陥っている。

なお、99年の通貨統合が予定されている欧州諸国では、マーストリヒト条約における通貨統合基準（97年の同比率が3%以内等）の達成に向けて、増税や社会保障制度の見直し等を通じた極めて厳しい財政赤字削減措置が講じられている。また、米国でも、2002年度に連邦政府の財政収支を均衡させるため、社会保障制度の合理化等を主軸とする歳出抑制が計画されている。

2）先行きに向けた懸念材料

こうした諸外国における財政赤字削減に向けた取り組みと比べて、わが国の対応は必ずしも着実なものとはいえないのが実情である。総選挙後、行財政改革の気運が高まりつつあるものの、財政赤字の先行きを展望すると、次の3点が隘路として想定され、財政赤字削減という総論での合意が各論段階で着実に遂行されるか否かはなお不透明な状況である。

（イ）既得権益擁護型システム

第1は、既得権益擁護型の予算システムである。

大蔵省は95年秋に財政危機宣言を発したものの、97年度予算に向けた96年夏の概算要求段階では各省庁から寄せられた一般会計総額は前年度概算要求比2.9%増の81兆4,448億円にも達した。さらに、97年度予算を展望した足元の動きをみても、97年産米の政府米価引き下げ（歳出軽減効果40億円）に伴う100億円の減反助成金積み増しや事業採算や財源手当てに明確な展望を欠いた整備新幹線未着工区間の着工決定等、財政

赤字削減よりも既得権益擁護に軸足を置く傾向が持続している。

もとより、予算は、これまでの政策の積み重ねであり、さらに、そうした政策の存在が社会構造を規定している側面もある。それだけに、予算の中には時代の変化に伴い必要性が大きく低下したものが多分に含まれるとはいえ、そのスクラップにはその存続を支持する勢力が相当数存在することも事実である。

たとえば、効率性の側面からはその継続が疑問視される過疎地の公共事業に関しても、当該地域においては、公共事業が事実上、失業対策事業となり、地場の主力産業化している例が数多く指摘されている。こうしたケースでは、公共事業の存否が地域住民の生活に極めて大きな影響を及ぼすことになる。

こうした既得権益層の反対を抑え、歳出、歳入両面にわたる各種政策の必要性を比較考量のうえ、取捨選択するためには、客観的な評価基準が必要となろう。

（ロ）既存債務の利払い負担

第2は、これまでの大幅な財政悪化の結果、積み上がった国債残高が国債費の増嵩を招き歳出膨張要因となることである。

国債費は、96年度（当初予算ベース）で16.4兆円と歳出規模は社会保障関係費（14.3兆円）、公共事業関係費（8.5兆円）を上回り、一般会計歳出の21.8%を占める。国債費は、債務償還費と利払い費に大別されるが、このうち債務償還費は4.5兆円で国債費全体の3割弱（27.8%）に相当する。債務償還費は、60年償還を前提とした減債制度のもとで前年度末国債残高の1.6%に相当する定率繰り入れ等が主体であり、国債残高の累増に単純比例して増加する筋合いにある。

しかし、より懸念されるのは利払い費の増加である。利払い費は96年度では11.7兆円と国債費の7割強（71.5%、96年度当初予算ベース）にも達する。もっとも、近年の利払い費の推移をみると、国債残高の累増にもかかわらず、利払い費の水準は既往ピークの92年度（12.1兆円）をやや下回る水準で横這い圏内の動きとなっている。これは、近年の超低金利状況のもとで、新発債はもとより償還期限を迎えた既発高クーポン債の借り換えにより、利払い費増が抑制されているためである。

もっとも、長期金利の水準が中長期的に現行水準程度にとどまる公算は小さい。それだけに、今後、国債費は債務償還費の増加に加えて、新発・借換債のクーポン上昇を通じて利払い費も次第に増勢を強めていくものと予想される。このため、96年度ですでに既往最高レベルにある国債費の一般会計に対する比率（21.8%）は今後一段と上昇し、予算のさらなる硬直化を招くのは不可避である。

（ハ）高齢化

a) 先進国中最高レベルの高齢国へ

第3は、これから本番を迎えるわが国の高齢化が歳出拡大要因となることである。21世紀前半にかけて、総人口に占める65歳以上人口の割合である高齢人口比率は、少子化の進展、「団塊の世代」のリタイア等を背景に、むしろこれまでのテンポを幾分上回る速さで進展する見通しである。すなわち、わが国の高齢人口比

率は 70 年の 7.1%から 95 年には 14.5%と急速に上昇しているものの、水準的にはスウェーデンやイタリアを下回り、英国、ドイツ、フランスと概ね同レベルにある（図表 9）。しかし先行きについては、厚生省の人口推計（92 年 9 月、低位推計〈注 3〉）によると、わが国の高齢人口比率は 2020 年には 26.8%と今後 25 年間で 12.0%ポイントも高まる見通しである（これまでの 25 年間〈70 年→95 年〉では 7.7%ポイントの上昇）。

さらにその後も、高齢人口比率の上昇は持続し、ピークを迎える 2050 年頃には 33%程度に達すると予想されている（ただし、2026 年以降は参考推計値）。こうした高齢人口比率の上昇は主要先進国の平均的テンポを大きく上回るものであり、わが国はイタリアと並んで先進国の中で最高齢の国となる。

b) 破綻に瀕する社会保障制度

こうした急速な高齢化は、「現役世代が高齢者を支える」枠組みとなっている現行の社会保障制度の基盤を揺さぶるものとなる公算が大きい。すなわち、前述の「現状維持ケース」のような経済環境のもとで、社会保障制度の大幅な見直しが見送られた場合、年金、医療、福祉等の 3 分野からなる社会保障給付費は、94 年度の 60 兆円（国民所得比 16.2%）から、2010 年度には 94 年度の 2.3 倍に相当する 139 兆円（同 23.3%）、2025 年度には 4.3 倍の 260 兆円（同 33.7%）へと大幅に増加すると予想される（図表 10）。

3) 社会保障分野の個別動向《現状維持ケース》

そこで、社会保障制度を構成するこれら 3 分野について、以下ではやや詳しく展望することとする。

（イ）年金

a) 現状

まず年金に関しては、90 年代入り後の景気低迷を背景とした超低金利状態の長期化で積立金の運用が低迷しており、現行の年金制度設計に影を落としている。すなわち、公的年金に関しては、修正積立方式のもとで発生する毎年度の剰余金は財政投融资の原資として一元的に資金運用部に預託されるシステムとなっているため、積立金の運用利回りは資金運用部への預託金利となる。その主力である長期預託金利（約定期間 7 年以上）は、92 年 9 月以降 4 年余りの間、制度上の予定利率（5.5%）を下回っており、96 年 12 月には既往最低の 3.0%にまで低下している（図表 11）。このため、公的年金の運用利回りは、新規運用分のみならずストックベースでも、国民年金が 93 年度以降、厚生年金が 94 年度以降、予定利率を割り込んでいる（95 年度の運用利回りは国民年金が 4.90%、厚生年金が 5.24%）。こうした運用利回りの低迷は、運用収益が厚生年金の場合、94 年度で保険料収入 32.2%の規模に達しているだけに、年金財政を圧迫する要因となっている。

b) 先行き

さらに、公的年金制度の先行きを展望すると、高齢化の一段進展を背景に受給者が着実に増加する一方、これを支える被保険者が 2000 年前後から頭打ちとなることが予想される。これは、80 年代半ば以降、少子化が政府の予想を大きく上回るマグニチュードで進行した結果、この間に誕生した世代が年金加入年齢に到達する 2000 年前後を境に、その影響が新規加入者の減少という形で現れるためである。

厚生年金の保険料率は、原則5年に一度の年金財政再計算において見直されることとなっている。前回94年の年金財政再計算では、現行17.35%の保険料率が2025年度にかけて29.8%へと段階的に引き上げることが想定されていた。しかしながら、現下の長寿化・少子化の進展、運用環境の悪化等を勘案すると、次回99年の財政再計算では、厚生年金は制度設計の大幅な見直しを迫られる可能性が大きい。この場合、年金財政基盤を再構築するための選択肢としては、〔1〕保険料率引き上げ幅のさらなる拡大、〔2〕受給開始年齢の再引き上げ、年金支給額の引き下げ等の受給条件の見直し、〔3〕国庫負担の引き上げ、等が想定される。これらの実現はいずれも容易ではないが、仮に制度設計が行われないとすれば、年金財政の悪化に直結することとなる。

ちなみに、厚生年金保険料を2025年度にかけて29.8%まで引き上げた場合でも、近年の少子化や予定利率を下回る運用環境等が持続した場合、2018年度頃から厚生年金保険財政は赤字に転落すると予想される（図表12）。

（ロ）医療

a) 現状

次に医療に関して、「国民皆保険」が実現された60年代初頭以降の推移を振り返ると、国民医療費は一貫して増加傾向をたどり、その規模は95年度には27.2兆円に達したと見込まれる（図表13）。

これまでの国民医療費の増加が経済成長率との関係において、どの程度の国民負担に結びついてきたかを、国民医療費の国民所得に対する比率（以下、国民所得比率）の推移に即してみると、60年から今日に至るまでの期間を、次の4つの局面に整理できよう。すなわち、〔1〕同比率の安定的上昇局面（60～73年度）、〔2〕第1次急上昇局面（74～82年度）、〔3〕上昇抑制局面（83～91年度）、〔4〕第2次急上昇局面（92年度～）である。

第1の「安定的上昇局面（60～73年度）」では、医療保険制度の整備や保険給付率の引き上げ等に伴う受診率上昇等を背景として、国民医療費は年平均20%弱のテンポで急増したものの、高度経済成長に伴う国民所得の順調な増加に支えられ、国民所得比率は3%台から4%台への緩やかな上昇にとどまった。

第2の「第1次急上昇局面（74～82年度）」では、73年度の老人医療費支給制度の創設、診療報酬における物価・賃金スライド制の導入等を契機に国民医療費が大幅に増加した。一方、わが国経済は、73年秋の第一次石油危機後、成長の屈折に見舞われ、拡大テンポが大きく鈍化した結果、国民所得比率は6%台へと大幅に上昇した。

第3の「上昇抑制局面（83～91年度）」では、こうした70年代の医療費高騰を背景に医療保険財政が大幅に悪化した結果、81年度に医療保険制度の改革が実施された。「医療費の伸びを国民所得の伸びの範囲内に抑える」という政策目標のもと、診療報酬の物価・賃金スライド制の廃止等が打ち出された。こうした政府の政策目標は概ね達成され、この間の国民所得比率は6%台での横這い圏内の動きとなった。

第4の「第2次急上昇局面（92年度～）」では、高齢化の進展に伴う老人医療費の増加、医療の高度化に伴う1件当たりの医療費の増加等を背景に国民医療費は堅調に増加した。一方、90年代入り後の長期の景気低迷とデフレ気味の物価情勢を反映し、名目成長率は大幅に鈍化したため、国民所得比率は91年度の6.0%から

95 年度には 7.2%（見込み）へと短期間で急上昇している。

なお、医療分野における高齢化の影響は、老人医療費の増加に端的に現れている。老人医療費とは、70 歳以上の高齢者と 65 歳以上の寝たきり等の状態にある高齢者にかかる医療費のことである。老人医療費は、73 年度の旧老人医療費支給制度発足以降、一貫して国民医療費全体の伸びを上回るテンポで増加しており、95 年度には 8.7 兆円と国民医療費に占める割合は 32%程度に達したと見込まれる。なお、こうした老人医療費の増嵩には、介護支援体制の整備が遅延した結果、本来福祉の分野で賄われるべき介護サービスが社会的入院という高コストサービスの形で医療費に計上されているという事情も多分に影響している。

b) 先行き

国民医療費の今後を展望すると、医療保険制度の抜本改革を見送り、現行制度を維持した場合、国民医療費の大幅な増加は不可避と予想される。すなわち、現在の医療提供体制の構造的な非効率性が是正されず、国民医療費に対する適切な抑制策が講じられない場合、過剰な診療・投薬慣行、診療報酬体系・薬価基準の歪み等が放置されるため、国民医療費は、95 年度の 27.2 兆円から、2010 年度に 50.6 兆円、2025 年度には 100.0 兆円に達する見通しである。また、国民医療費の国民所得比率は、95 年度の 7.2%（見込み）から、2010 年度に 8.5%、2025 年度には 12.9%となる（図表 14）。

（ハ）福祉等

a) 現状

福祉の分野に関しては、介護分野を中心に概観することとする。

93 年度における要介護者数（寝たきり、要介護の痴呆症、虚弱を含む）は、206 万人と推計される。年齢階級別に要介護状態の発生率をみると、64 歳以下では 0.2%、65～69 歳は 3.1%、70～79 歳では 8.7%、80 歳以上では 29.8%となり、年齢階級の高いコーホートほど、要介護者の発生率も上昇している。このため、要介護者全体に占める、より高年齢層の割合が大きくなっており、70～79 歳の要介護者で 31.2%、80 歳以上では 50.9%と、70 歳以上の要介護者が全体の 8 割以上に達している。

要介護者を在所別にみると、総数 206 万人の 6 割以上に相当する 125 万人が在宅であり、これらは在宅サービス供給体制の整備遅延により、その介護の大部分は家族に委ねられている状況にある。また、施設入所者 81 万人のうち 45 万人は病院に収容された 6 カ月以上の長期入院者である。

なお、長期入院にかかる費用は 1 人当たり月額約 45～50 万円と、他の介護専用施設での費用に比べてかなり割高になっており、長期入院者の増加は社会全体でみた介護費用の膨張を招来している（図表 15）。ちなみに、93 年における総介護費用は 3.4 兆円と推計されるが、このうち長期入院にかかるコストは 2.0 兆円と、全体の 6 割程度に達している。

なお、こうした介護費用は、現行制度のもとでは、在宅・施設サービス利用者の支払う利用料と公費・医療保険により賄われている。今後、高齢化の進展により介護サービスに対するニーズが不可避免的に高まるため、財政・家計への負担が一段と高まるのは必至の状況である。こうした状況に対して、政府は近年、＝高齢者保険

福祉推進 10 か年戦略の見直し＝（新ゴールドプラン、94～99 年度）を中心とする介護支援体制の充実を推進してきたが、これに加えて、介護費用を社会全体が保険方式で負担する枠組みとして、2000 年度の公的介護保険制度創設が検討されている。

b) 先行き

介護分野の先行きを展望すると、まず要介護者数は、高齢化の進展を背景に要介護者数は 93 年度の 206 万人から急速に増加し、2010 年度に 378 万人、2025 年度には 510 万人に達する見通しである（図表 16）。このため、要介護者に対する収容施設、介護サービス従事者の不足が深刻化すると予想される。

また、介護期間が長期化する傾向にあるため、家族等の介護者に対する負担が高まるうえ、介護者自身が高齢化するとの問題も生じてくる。

こうしたなかで、経済・行財政システムの抜本的な改革が見送られた場合、新ゴールドプランの計画期限が到来した 99 年度以降、財政状況の悪化を背景に、介護支援体制の整備すらおぼつかなくなる可能性がある。現状維持ケースでは、こうした事態を前提として、施設・在宅サービスを利用できる要介護者の割合が頭打ちとなる一方、社会的入院の増加傾向が持続し、介護費用は大幅に増嵩するものと予想した。この場合、総介護費用（当社推計値）は、94 年度の 3.4 兆円から、2010 年度で 13.1 兆円、2025 年度では 27.5 兆円に達すると試算される。（図表 17）。

4) 今後の財政状況の展望

（イ）現状維持ケース

このように、財政再建の前途は極めて厳しい。こうした状況下、行政・財政・税制・社会保障システムの抜本的な改革に踏み切らない場合、歳出の増加に歯止めがかからず、財政赤字は累積的に増加する懸念が大きい（現状維持ケース）。

そこで、わが国財政の先行きを、以下のような前提のもとで、試算した（現状維持ケース）。すなわち、歳出（国の一般会計）面では、

1. 公共事業費は総額 630 兆円の公共投資基本計画（95～2004 年度、弾力枠を含む）が達成可能なテンポで増加する。
2. 社会保障関係費は現行の社会保障制度の見直しが見送られ、増加傾向が持続する（年金・医療・介護給付が前節の試算結果に沿って増加）。
3. その他の歳出は過去 5 年間（91～95 年度）の平均伸び率で増加する。

一方、歳入面では

1. 税制に関しては、97 年度に消費税率（地方消費税を含む）が 5 %に引き上げられた後、税率は一定（その

他の税目に関する税制改革は行われないと想定)。

2. 歳出歳入ギャップ分は国債発行で賄う。

等の想定のもとで試算した。なお、地方財政については、上記の国の一般会計と同様の傾向をたどると想定した。

その試算結果によると、一般会計の公債依存度は 95 年度の 26.6% (見込み) から 2025 年度には 53.8% へと高まり、一般会計は租税収入等では歳出の半分も賄えない危機的状況に陥ると予想される。さらに、社会保障基金を除く一般政府ベースでみると、財政赤字の国内総生産比率は 96 年度の 6.4% (同) から 27.7% に高まる見通しである (図表 18)。また、一般政府部門全体の金融負債残高の国内総生産に対する比率も、96 年度の 91.9% (同) から 322.8% に達すると試算される (注 4)。

なお、こうした財政赤字の拡大に対して何ら対策が講じられず、放置された状況が持続するとは現実問題としては想定しにくい。仮に、消費税増税のみによって財政赤字の拡大抑制が図られたとすると (注 5)、消費税率 (地方消費税を含む) は 2001 年度に 10% に引き上げられた後も段階的引き上げは避け難く、2025 年度には現在の北欧諸国 (デンマーク、スウェーデン) 並みの 24% に達していると試算される (図表 19)。

また、このように財政破綻のツケが増税という形で最終的に国民にしわ寄せされる場合、国民負担率は 96 年度の 37.2% (見込み) から 2025 年度には 70% 程度まで上昇する結果となる (図表 20)。

(ロ) 構造改革ケース

このようにみると、行政・財政・税制・社会保障システムを新たな経済社会環境に適応した形に徹底して見直すことは、今日のわが国にとって生命線ともいえる喫緊の課題である。

そこで以下では、各種制度に関して次のような取り組みスタンスの変更を想定し、その場合のわが国の財政状況がどのような姿となるかを試算した (構造改革ケース)。

まず、歳出 (国の一般会計) 面では、

1. 社会保障関係費を除いた一般歳出については、公共事業関係費も含めて、97 年度以降 2006 年度までの 10 年間、ゼロシーリングを設定し、予算額を据え置く (注 6)。未来型社会資本整備等の新規に必要な経費は既存経費の非効率部分を全面的に見直し、削減することによって財源を捻出することとする (Pay-As-You-Go 原則の適用)。

1. 社会保障関係費は年金、医療、福祉の各分野向け歳出は次のような改革を通じて抑制される。年金…高齢者・女性の就業促進により給付の抑制を図るとともに、年金財政基盤を健全化。

医療…薬価基準・診療報酬の適正化、介護支援体制の整備等を通じた社会的入院の解消等により、医療費の増加を抑制。

福祉等…介護制度の整備とともに、民間事業者の参入を促進し、効率的な介護システムを構築。

次に、歳入面では

1.税制を経済活力誘発型で水平的公平の確保に軸足を移した形に見直すため、98 年度に大幅な税制改革を断行する。すなわち、消費税率を 10%に引き上げるとともに、所得税、法人税等を各 5 兆円減税し、直接税に偏った直間比率を是正する（この場合、98 年度ではネット 3 兆円弱の増税）。

2.歳出歳入ギャップ分は国債発行で賄う。

等である。

この場合、一般会計の公債依存度は 95 年度の 26.6%（見込み）に比べて 96 年度以降、低下基調に転じ、2025 年度には 6.7%程度に収束すると試算される。

また、社会保障基金を除く一般政府ベースの財政赤字は、国内総生産に対する比率で 96 年度の 6.4%（見込み）から 2001 年度には 5 %程度、2006 年度には 3 %程度に収束させることが可能である（前掲図表 18）。

さらに、一般政府部門の金融負債残高の国内総生産に対する比率は 96 年度の 91.7%（見込み）から 2003 年度には 110.5%と、当面の上昇は避けられないものの、これをピークにその後は低下傾向に転じると予想される（2025 年度は 83.5%〈注 7〉）。

こうしたなかで、国民負担率は 96 年度の 37.2%（見込み）からさらに上昇する事態は不可避なもの、2025 年度においても 45%程度に抑制し得るものと想定される（前掲図表 20）。

このように経済構造改革に加え、行政・財政・税制・社会保障制度の改革を即時断行した場合には、消費税率を最終的に 10%程度の水準にとどめつつ、財政再建の途を切り拓くことは可能であり、国民負担の増加→経済活力の低下→国民負担の一段増加→…という悪循環が現実化する事態は避けられよう。

5）社会保障分野の個別動向《構造改革ケース》

なお、構造改革ケースにおける社会保障給付の先行きをやや詳しく整理すると、以下の通りである。

（イ）年金

年金制度に関しては、高齢化・少子化の進展等の社会構造の変化を背景に、高齢者と現役世代との間の負担のバランスが著しく失衡する事態を回避することが、改革の方向性となろう。そのためには、年金受給者の給付水準の抑制と保険料拠出者の拡充による年金財政基盤の強化の両面から年金制度改革を行う必要がある。

とりわけ、現行の年齢別・性別就業構造を前提とする限り、高齢化・少子化の進展は、わが国の労働力人口の縮小に結びつくことになる。このため、働く意欲のある高齢者・女性に対する雇用の受け皿を確保することが喫緊の課題である。この点、[1] 規制緩和等を含む行財政システム改革を通じた新規産業の創出、[2] 年齢・

性別の特性に配慮した懐の深い雇用システムの構築、等を推進する必要がある。

なお、女性の労働市場への参入促進に関しては、女性の晩婚化、非婚化等を背景とした近年の急速な少子化が、年金制度はもとより 21 世紀の社会構造の基盤を根底から動揺させる要因となっている点を直視すべきである。すなわち、女性就業に関しては、〔1〕育児支援型の就業環境を男女双方に認め、男女雇用機会の真の均等化を実現する、〔2〕育児と就業の両立を可能とする社会システムを構築する、等の施策が必要である。さらに、少子化問題に関しては、年金や老人保健制度等の「高齢者扶養を社会全体が支える」枠組みと同様、「育児負担を社会全体で支える」枠組みを経済・社会政策の総合的な展開を通じて構築していくことも、検討されるべき段階が到来したと判断される。

年金制度の構造改革ケースでは、以上のような取り組みを通じて高齢就業者への給付抑制と被保険者の減少が回避され、それによる年金財政改善効果が保険料率の引き上げ幅の圧縮の形で現れると想定した。その結果、構造改革ケースでは、2025 年度の厚生年金保険料率は現状維持ケースの 29.8%に比べて 4 %ポイント低い 25.8%にとどまるとの試算結果が得られる（図表 21）。

（ロ）医療

医療制度に関しては、〔1〕診療報酬体系・薬価基準の適正化を通じた医療供給の効率化、〔2〕健康保険制度等における自己負担割合の引き上げ等を通じた過剰受診傾向の是正、〔3〕介護施設の充実・介護支援体制の整備による社会的入院の解消、等の改革が想定される。

とりわけ、高齢者に要する医療費は高額であり、しかも今後の高齢化に伴い医療費中最大の増加項目となることが予想されるだけに、高齢者受診を適正化するとともに、介護サービスへの移行を促進することにより、老人医療費の増加抑制に取り組むことが重要である。ちなみに、70 歳以上の国民 1 人当たり医療費は 94 年度では年額 64.1 万円と、64 歳以下（同 11.2 万円）の約 5.7 倍に達している（図表 22）。

構造改革ケースの医療費試算では、健康保険制度、老人保健制度等の改革により、年齢別、医療分野別の国民 1 人当たり医療費の伸び率が現状維持ケースと比べて 1 %ポイント程度低下すると想定した。この結果、国民医療費は 2010 年度で 44.2 兆円、2025 年度で 76.9 兆円と、各々現状維持ケースに比べて 6.4 兆円、23.1 兆円縮減される結果となる。また、国民医療費の国民所得に対する比率は、2010 年度で 7.4%と 95 年度(7.2%、見込み)に比べて概ね横ばい、2025 年度でも 8.4%と低めの水準にとどまるとの結果となる（前掲図表 14）。

（ハ）福祉等

介護分野における抜本的な改革として、〔1〕新ゴールドプランの達成後も新プランが策定され、介護施設・サービスの充実が着実に進展する、〔2〕これを受けて、社会的入院等、相対的に高コストの医療サービスが介護サービスに代替される、〔3〕民間事業者の参入を促す規制緩和が実施され、質の高い介護サービスが効率的に供給される、等が想定される。

そこで、介護分野の構造改革ケースでは、〔1〕長期入院者が施設介護と在宅介護に順次移行し、2025 年度には社会的入院が解消される、〔2〕介護サービス価格の上昇率が現状維持ケース対比 1 %ポイント低下する等の前提により、介護費用を試算した。これによると、総介護費用（当社推計値）は 2010 年度で 9.9 兆円、2025

年度では 15.0 兆円と、現状維持ケースに比べて各々 3.1 兆円、12.4 兆円抑制される結果となる（前掲図表 17）。

（二）社会保障給付費

以上の結果、年金、医療、福祉の 3 分野からなる社会保障給付費は、構造改革ケースにおいて、94 年度の 60 兆円（国民所得比 16.2%）から、2010 年度には 119 兆円（同 19.8%）、2025 年度には 187 兆円（同 20.4%）となる見通しである。これを現状維持ケースと比較すると、2010 年度では 20 兆円、2025 年度では 74 兆円、社会保障給付総額が抑制されることになる（前掲図表 10）。

（注 1）一般政府部門とは、国民経済計算上の区分で、中央政府、地方政府、社会保障基金の合計。なお、事業特別会計や政府系金融機関、公団、一部の事業団等は公的企業に分類され、一般政府には含まれていない。

（注 2）図表 8 では、主要先進国のうち日本と米国は社会保障基金を除いた一般政府部門ベースで表記している（ちなみに、96 年の社会保障基金を含めた一般政府部門の財政赤字比率は日本▲4.8%、米国▲1.9%〈OECD の見込み〉）。これは、これら 2 国では公的年金制度が修正積立方式（その他の国は賦課方式）を採用しており、かつ年金制度が成熟化の途上にあるため、毎年年金給付を上回る年金保険料を徴収し、剰余金が発生しているためである。すなわち、これらの剰余金は国民経済計算上は社会保障基金の黒字として現れるため、一般政府全体でみると他の部門の赤字と相殺され、財政赤字は見かけ上、小さくなる。もっとも、社会保障基金の黒字は将来の給付に充当されるべき債務であり、その他の部門の財政赤字の補填に流用できるものではないため、日米の一般政府の財政状況をみるには社会保障基金を除いたベースとする方が適当であると判断される。

（注 3）92 年 9 月に厚生省人口問題研究所が示したわが国の将来推計人口によると、低位推計値は合計特殊出生率が長期的には 1.45 の水準で収束するとの想定に基づいている。これは 95 年並みの少子化の状況（同 1.42）が長期的に続くことを前提としていることになる。ちなみに、中位推計値は、近年の晩婚・晩産化傾向の一巡により、合計特殊出生率が 94 年の 1.49（想定値）をボトムに反転上昇し、長期的には 1.80 まで回復するとの前提に立っている（図表 23）。

（注 4）もっとも、本ケースの想定は、歳出削減や増税等、財政赤字拡大に対処するための方策が一切講じられないとの仮定に基づいている。ただし、行政・財政・税制・社会保障制度等に関して抜本的な改革の即時実施が見送られたとしても、一定の財政赤字削減策は講じられると期待されるため、財政赤字は現実には、本ケースの試算結果に比べて小さなものとなる公算が大きい。

（注 5）ここでは、財政赤字の削減目標として、97 年度以降、今後 10 年間で一般政府部門の財政赤字が EU 諸国の通貨統合条件並みに縮小されとの前提をおいた。具体的には、社会保障基金を除く一般政府部門・財政赤字の国内総生産に対する比率が、2001 年度に 5 % 程度、2006 年度以降は 3 % 程度に収束するとの基準を設けて試算した。

（注 6）この場合、公共投資基本計画は 95～2004 年度で総額 550 兆円程度に縮小することとなる。同計画は、わが国が国際公約としてきた内需主導型経済の構築という上位目的を実現するための重要な政策ツールの一つとなっただけに、その見直しは困難との見方がある。しかし、財政の健全化に取り組む一方、経済社会のより広範な分野で構造改革を推進し、それにより内需拡大を実現することができれば、同計画の見直しについて国際的な理解を得ることは可能であろう。

(注7) 80%台の金融負債残高比率はマーストリヒト条約が定める欧州通貨統合参加の基準が60%であることを勘案すると、必ずしも満足し得るものではない。

しかし、この試算結果は、2006年度までの10年間に於いてフローベースで財政構造を体質転換することができれば、その後は財政運営スタンスを自然体に復元しても、〔1〕赤字が赤字を生む財政のスパイラル的悪化に陥る事態は回避されること、〔2〕ストックベースの財政再建のパスは引き続き確保され得ること、を示唆するものである。したがって、2007年度以降、〔1〕厳しい財政再建スタンスを引き続き堅持し、金融負債比率の速やかな低下を目指す、〔2〕財政運営を中立スタンスに戻し、金融負債比率の低下テンポの減速を許容する一方、政策の自由度を高めることに軸足を移す、のいずれの途を歩むかはその時点での国民の選択に委ねられることとなる。

4. 雇用調整の行方

1) 欧米各国の雇用・賃金調整

(イ) わが国経済の長期展望を行ううえでは、単に経済の成長コースや財政バランス等、マクロ的な経済動向に着目するだけでは不十分である。とりわけ、96年以降、15～64歳の生産年齢人口が減少傾向に転じ、さらに2008年以降には総人口が減少傾向に転じると見込まれるなかで、労働力人口の一供給要因に着目しただけでも、わが国経済には中期的に縮小圧力が作用しやすい。こうした情勢下、構造調整圧力の強まりが最も表面化しやすい分野のひとつが雇用である。

こうした観点からみると、経済・産業構造の転換に伴って、雇用・賃金調整がどのように進展していくかは、今後のわが国経済を展望するうえで一つの大きな焦点である。さらに、途上国経済の挑戦による国内産業の空洞化現象は、わが国経済にとって初めて直面する事態であり、その雇用への影響を見定めるうえでは、わが国自身よりも、むしろ、わが国や東アジアNIEs経済の挑戦を受けてきた欧米先進各国で雇用および賃金調整がどのように行われてきたかという各国の経験を検証することが有用であろう。

(ロ) そこでまず、やや長い目で欧米先進各国とわが国の雇用・賃金動向の推移を辿ってみた。なお、ここでは雇用動向を表す代表的指標として就業者数と失業率を採る一方、賃金動向を示す指標として1人当たり実質雇用者所得を採った。さらに、その推移を辿るに当たり、就業者数と1人当たり実質雇用者所得では、その水準が国毎に異なるため、各国とも72年を100として基準化した(図表24)。これによると、次の点を指摘できる。

第1は、就業者数と実質所得、すなわち1人当たり実質雇用者所得との関係をみると、わが国と米国と欧州主要3カ国でそれぞれ異なり、3通りのパターンがある点である。

まず、わが国では、増加ペースは異なるものの、就業者数、実質賃金とも、ほぼ一貫して増加している。

これに対して、米国では、就業者数は、わが国を上回るペースで一貫した増勢を持続してきたものの、実質賃金は20年以上にわたり横這いとなっており、賃金面で柔軟な調整が行われてきたといえる。

さらに、英仏独欧州主要3カ国では、わが国とも、米国とも異なるパターンがみられる。すなわち、実質賃金は90年前後までほぼ一貫して増加してきたものの、就業者数は若干の増減はあるものの、総じてみれば横這いとなっており、米国と正反対の雇用・賃金パターンとなっている。

第2は、失業率の動向も、わが国、米国、欧州主要3カ国でそれぞれ異なっている点である。

まず、わが国失業率を、欧米主要先進国と対比してみた特徴は、〔1〕失業率の水準がきわめて低いと同時に、〔2〕その水準がほぼ一定し、大きな変動がみられない、の2点である。

次に米国の特徴は、〔1〕失業率の水準はわが国を上回る一方、〔2〕72年以降、失業率が大きく変動しているものの、〔3〕上昇あるいは低下といった趨勢的な傾向は見受けられず、むしろ下限を5～6%、上限を10%とする循環的な動きが20年にわたって続いている、という3点である。なお、失業率10%の水準は、第一次石油危機および世界同時不況の異常な時期に生じており、それらの時期を除いてみれば、失業率の上限は10%ではなく、7～8%とみることができる。

最後に、英仏独欧州主要3カ国について、3カ国に共通し日米と異なる特徴は、〔1〕80年代半ばまで、ほぼ一貫して失業率が上昇した、〔2〕その後、循環的な動きが続いているものの、〔3〕70年代前半の低い水準を回復することはできず、総じて失業率の高止まり傾向が定着している、の3点である。なお、3カ国内では、英国と、独仏の間に若干の差異があり、英国では80年代後半以降、失業率の水準が低下したのに対して、独仏2カ国では、逆に90年代に入り失業率が一段と上昇し、失業問題が深刻化している。とりわけドイツでは、92年以降、失業率が高止まる一方、就業者が一貫して減少し、雇用情勢の悪化が続いている。

以上を集約してみると、米国では、失業率の変動や実質賃金の横這いにみられる通り、雇用・賃金調整ともに弾力的な労働市場となっていると判断される。これに対して、欧州主要3カ国では、失業率と実質賃金水準のほぼ一貫した上昇と、就業者数の横這いにみられる通り、労働市場の調整は主として失業、とりわけ若年層での失業によって行われ、既存労働力に関しては、賃金調整・雇用調整とも米国に比べて行われにくい、相対的に硬直的な労働市場といえる。

(ハ) さらに、賃金調整についてより細かくみた。ここでは、OECDの調査に依拠し、同機関に加盟する主要12カ国での所得階層別賃金について、主として80年代での推移を中心に辿ってみた(図表25)。なお、この調査では所得階層として10のグループに分けられ、第1階層が最も低い所得階層、第5階層は中間の所得階層、第10階層は最も高い所得階層となっている。もっとも、他の階層に比べて、第10階層は、その所得分布が幅広く平均的な動きをみるのに適さないため、OECDは最高所得階層として第9階層を対象としている。これによると、次の点を指摘できる。

第1は、各国間の賃金上昇テンポの比較という観点からみて、欧州各国とそれ以外で、実質賃金の伸びに格差があったことである。すなわち、欧州各国では一般に実質賃金の堅調な増勢が維持されたのに対して、米国、カナダ、オーストラリアといったアングロ・サクソン系諸国では、実質賃金が総じて伸び悩んでいる。

第2は、各国内での所得階層別実質賃金の動きに着目してみると、欧州各国とそれ以外で、所得階層の違いによる賃金上昇ペースに差異がみられたことである。まず、欧州各国内では、総じて、賃金の上昇ペースに、所得階層の高低による格差は小さかった。これに対して、米国、カナダ、オーストラリアのアングロ・サクソン

系諸国では、高所得の第9階層では実質賃金は増加する一方、最も所得水準の低い第1階層では実質賃金が減少し、明確に所得格差の違いによる賃金上昇ペースの差異がみられた。その結果、欧州各国では、所得格差の拡大は回避されたものの、アングロ・サクソン系諸国では、所得格差の拡大が助長された。

この賃金調整での差異を上記の雇用・賃金調整の動向に加味してみると、欧州各国と米国との間で、労働市場の柔軟性に明確な差異のあることを指摘することが可能であろう。

2) 米国の雇用・賃金調整

(イ) 次に、近年、経済の復活に注目が集まっている米国について、その雇用・賃金動向を、より詳しくみると以下の通りである。

まず、50年代以降の実質賃金の推移を、所得階層別に5グループに分けて、10年刻みで辿ってみた(図表26)。これによると、次の点を指摘できる。

まず、50年代から60年代の動きをみると、各所得階層とも着実に実質所得が増加している。さらに、より細かくみると、この期間では、低所得階層の実質所得の増加ペースが、高所得階層を若干ながら上回っており、その結果、所得格差は縮小に向かった。

70年代に入ると、第一次・第二次石油危機による外的ショックによって経済成長が頓挫するなかで、所得階層を問わず、実質所得は伸び悩み傾向に陥った。もっとも、わずかな格差ではあるものの、第3階層以上の高所得階層では実質賃金が増加したのに対して、第2階層以下の低所得階層では実質賃金が減少し、60年代までの動きから一転して、所得格差が拡大した。

80年代では、70年代の石油危機の影響が減衰するなかで、全ての所得階層で実質所得が増加した。しかし、その増加ペースをみると、高所得階層であるほど、実質所得の増加率が大きく、所得格差の拡大が加速した。

最後に90年代入り後の動きをみると、80年代の動きから一転して、最も所得水準の高い第5階層の実質所得が横這いとなった以外は、第1階層から第4階層まですべての所得階層で実質所得が減少した。さらに、その減少ペースをみると、低所得階層であるほど、実質所得の減少率が大きくなっており、所得格差の拡大傾向が一段と強まっている。

(ロ) さらに、こうした実質賃金の動きに、雇用者数の動きを重ね合わせてみた(図表27)。もっとも、ここでは、所得階層別の観点ではなく、全産業の雇用者を、専門・技術的職業従事者から単純工的職業従事者まで、性格別に6種類に分類された職業別観点から、その賃金と雇用の関係をみた。これは、米国の就業構造では、企業間あるいは業種間の労働移動はあっても、単純工的職業から専門・技術的職業へ移る等のような職業間の労働移動はこれまで例外的であったためである。これに基づいて年代別にその特徴をみると、次の通りである。

まず、50年代から60年代には、いずれの職業とも、総じて、実質賃金、雇用者数ともに増加した。グラフに則してみれば、いずれの職業とも、右45度上方に向かってシフトする動きが共通して看取される。

しかし、70年代に入ると、こうした右45度上方にシフトする動きは無くなり、右水平方向への動きへ方向転

換している。すなわち、60年代までの雇用も実質賃金も増加する局面から、70年代に入り、雇用は増加するものの、実質賃金は横這いで推移する局面に変わったといえる。

さらに、細かくみると、70年代に入り、職業別格差が顕在化し始めている。まず、雇用者の増加ペースをみると、管理・専門・技術的職業の雇用は、他の職業を大幅に上回って増加した。これに対して、とりわけ低迷が著しかった職業は単純工的職業であり、その雇用は70年代を通じてほぼ横這いであった。一方、実質賃金についてみると、管理・専門・技術的職業あるいはサービスの職業ではほぼ横這いで推移したのに対して、事務的職業あるいは技能工的職業では若干ながら実質賃金が目減りし、職業別所得格差が拡大する動きがみられた。

80年代でも、70年代の動きが引き継がれた。すなわち、[1] 総じて、雇用は増加したものの、実質賃金は増加しなかった。[2] 管理・専門・技術的職業の雇用は大幅に増加したものの、それ以外の職業雇用者はいずれもわずかな増加にとどまり、雇用面での職業別格差が一段と鮮明化した。[3] 管理・専門・技術的職業の実質賃金は若干上昇したのに対して、単純工や技能工の実質賃金はわずかながら減少し、職業別所得格差が拡大した。

最後に90年代入り後の動きをみると、70年代および80年代から大きな変化はないものの、職業別格差の拡大に拍車がかかっている。すなわち、[1] 管理・専門・技術的職業では実質賃金は増加しなかったものの、雇用が大きく増加し、米国全体の雇用増の索引役となった。これに対して、[2] それ以外の5つの職業、すなわち、販売、事務、サービス、技能工、単純工では、雇用がほぼ横這いにとどまるなかで、実質賃金がわずかながら減少し、管理・専門・技術的職業とそれ以外との間で、実質賃金と雇用の両面で格差が拡大した。なお、こうした80年代以降の動きを全体として捉え直してみると、米国での雇用増加は、必らずしも低賃金職種によるものではなく、むしろ、賃金水準の高い分野が雇用創出の原動力となってきた、といえる。

3) 欧米各国の雇用・賃金調整メカニズム

(イ) 以上を集約してみると、まず、わが国や東アジア NIEs 等、新興国の経済的挑戦を受けた欧米先進各国では、いずれも雇用・賃金調整が進行した。しかし、その雇用・賃金の調整パターンは同様のものではなく、大別すると、米国型と欧州型の2つに類型化することができる。

[1] 米国型メカニズム

上記の通り、米国では、景気の繁閑によって失業率が変動する一方、職業別に雇用や賃金の動きが異なる等、雇用および賃金の両面とも調整メカニズムが働きやすい柔軟な労働市場が形成されている。その結果、米国では、成長性のより高い産業・職業分野への労働移動や、付加価値のより高い産業・職業分野への重点的な所得配分が比較的容易に行われ、これが、欧州各国等に比べてより円滑に米国経済・産業の構造転換が進展してきた原動力となってきたとの解釈が可能であろう。

もっとも、所得格差の過度の拡大は、犯罪等、社会的害悪に波及する側面を指摘する向きもあり、雇用・賃金調整の行き過ぎは回避される必要がある。しかし、故無き平等社会は、崩壊した旧社会主義諸国経済をみるまでもなく、労働意欲やリスク・テイクへのインセンティブを減退させ、経済の停滞をもたらす。こうした観点からみると、近年の米国経済復活を支えてきた柔軟な雇用・賃金システムは、経済・産業の構造転換を目指す国々にとって、大いに参考にされるべきものと位置づけられよう。

〔2〕欧州型メカニズム

一方、欧州では、既存の労働力については雇用が維持され、実質賃金の増加傾向も、総じて職業別あるいは所得水準別の格差なく、維持されるなかで、労働市場の調整は主としては失業者の増加によって行われてきた。こうした相対的に硬直的な労働市場のもとで、経済・産業の構造転換は必ずしも円滑に進展せず、とりわけ独仏等、大陸諸国では、90年代に入り、経済停滞が徐々に深刻化しつつある。

（ロ）こうした欧米各国で行われてきた雇用・賃金調整圧力は、集約してみると、技術進歩要因と要素価格均等化要因の2つの構造要因に整理することができる。

〔1〕技術進歩要因

これは、情報化の進展等、技術進歩に伴って労働者に要求される技能水準が上昇する結果、発生する調整圧力である。単純労働に対する雇用・賃金調整が典型例である。具体的に米国についてみると、管理・専門的職業の失業率は低位で安定し、景気の繁閑による変動が小さいのに対して、単純工やサービスの職業の失業率は、景気に伴い変動すると同時に管理・専門的職業の失業率を大幅に上回る傾向が看取される（図表 28）。

〔2〕賃金等生産コスト格差要因

（要素価格均等化要因）

これは、財の生産が、貿易を通じてコストのより小さい国・地域にシフトする結果、生産が喪失される国・地域で発生する調整圧力であり、先進国から途上国への生産移転が典型例である。

4) わが国の展望

わが国が直面する雇用・賃金調整は、以上にみた通り、技術進歩と生産移転のいずれによるものであっても、構造要因に根差す動きである。このため、情報・通信革命やメガ・コンペティション等の構造変化が一段と進展するなかで、今後、その雇用・賃金調整圧力が衰微する公算はきわめて小さい。

ちなみに、構造改革が断行されない現状維持ケースの場合、新規産業の叢生による新規労働市場の創出は見込み薄であり、経済の縮小均衡によって労働需要が減退する結果、失業率は2025年には15%に達し、先進諸国の戦後最悪を記録する懸念が大きい（図表 29）。これに対して、構造改革ケースでは、経済活力が復活し、女性・高齢者労働の活用等、労働需要の増加を映じて失業率は低位安定的に推移するとの展望が可能である。

しかし、たとえ構造改革が断行され、マクロ的には新規産業創出によって労働需要が増加するとしても、ミクロ的視点からみれば、内外市場の一体化が進むなかで、さらなる競争激化によって生き残りを賭けたリストラが一段と本格化する結果、今後、国内雇用を重視するわが国企業の雇用姿勢が米国型にシフトする可能性を否定できない状況にある。もっとも、こうした雇用・賃金調整の進展や所得格差の発生に対しては、前述の通りマイナスに評価するのではなく、経済・産業の構造転換や高度化への推進力として前向きに捉えるべきであろう。調整によって様々なミス・マッチ問題の発生は不可避とみられるものの、それらの問題に対しては、再教

育システムの拡充等、社会政策面からの手当てを講ずることによって、不利益の解消・極小化に努めるべきであり、雇用・賃金調整や所得格差自体を抑制する方策は市場メカニズムの機能を抑圧するものとして厳に回避されるべきである。

5. 対外バランスの展望

(イ) わが国貿易黒字が 96 年に前年比大幅に減少するなかで、一部に貿易収支の赤字化を懸念する見方がある。そもそも資源小国のわが国にとって、対外バランスの赤字化は回避する以外に選択肢はない。もっとも、短期的にみれば、円安の進行を主因に 96 年 11 月には貿易黒字が前年同月比増加となる等、貿易黒字の減少傾向に歯止めが掛かりつつあるようにもみえる。

しかし、若干の円安が進行しただけでは、依然として大幅な内外価格差が残存しているなかで、海外への生産シフトの動きが今後減衰する公算は小さい。ちなみに、OECD の購買力平価ベースでみると、現時点でもわが国の物価水準は、先進各国の平均対比、1.6 倍の高さとなっている（前出図表 4）。一方、アジア各国の主要都市対比でみると、とりわけ賃金や工業用地地価では、大幅な格差がある（図表 30）。すなわち、わが国の賃金および工業用地の地価水準は、香港、韓国、台湾等東アジア NIEs の中心都市対比では 2.5 倍から 10 倍高く、中国、インドネシア、インド等の主要都市対比では 20～30 倍高くなっている。

こうした構造要因に着目してみれば、わが国の対外バランスが赤字に転落する危機は徐々に接近しているという見方も成り立つ。しかし、この見方の信憑性はどうか。さらに、空洞化に関連して、中期的な視点からみたわが国経済と東アジア経済との関係について、大別すると、単にわが国経済の空洞化を促進する要因に過ぎないとする見方と、わが国経済と両立し、相互の経済成長に寄与する互惠的關係に発展するとの見方の両極端があるなかで、いずれが妥当な見解か。以下では、これらの諸点について検討した。

(ロ) まず、短期的な視点からみる限り、次の要因を背景に、わが国貿易収支は黒字傾向を維持する可能性が大きい。

第 1 は、わが国の非価格競争力の強さである。国連の資料に基づき、世界の主要工業製品における生産量の国別シェアをみると、わが国は引き続き生産財や資本財の高付加価値製品分野で世界の主要な生産拠点としての地位を占めている（図表 31）。具体的に、わが国が世界のなかで大きな生産シェアを持つ品目をみると、生産財では、電子部品・デバイスとしてトランジスターで 76%、化学製品としてポリスチレンで 26%、次に資本財では掘削機械で 69%、蒸気式タービンで 35%、蒸気式ボイラーでは 31%、等を典型例として指摘できる。

第 2 は、今後、東アジア経済で、成長と国際競争力双方のペース・ダウンが見込まれることである。すなわち、趨勢的にみれば、東アジア地域は、中期的に世界のなかで相対的に高めの成長軌道を持続すると見込まれるものの、これまでのような高成長の持続が困難ななかで、国際競争力の上昇テンポ鈍化も不可避とみられることである。一般に、急速な経済発展は、賃金等国内生産コスト上昇を随伴し、これが国際競争力の低下を通じて国内資本の海外流出傾向の促進に作用する結果、経済の成長力や所得増加が徐々に制約されるというパターンに陥ることが通常である。

すでに、韓国や台湾では、こうした動きが顕在化している（図表 32）。すなわち、80 年代半ば以降、急速な経済発展を背景として大幅な賃金上昇傾向が定着するなかで、国内資本の海外流出を主因に直接投資の赤字幅

がほぼ一貫して拡大している。さらに、韓国・台湾とも近年では成長ペース鈍化の兆しが顕在化し始めている。

(ハ) このようにわが国貿易黒字は、短期的にみれば維持されるとみられるものの、中期的には、構造改革の推進如何によって、全く異なるコースを辿る可能性が大きい。

まず、構造改革が先送りされる現状維持ケースの場合、現状のわが国の高コスト体質が温存され、国内産業の競争力が次第に衰退する結果、中期的には対外収支が赤字化する公算が大きい。ちなみに、これを I S バランス面から検討してみると、高齢化の進行に伴う家計部門の貯蓄率低下や経済停滞による歳入不振等を背景とした政府部門の赤字拡大等を反映して、わが国経常海外余剰は 2003 年に赤字に転落すると見込まれる(図表 33)。

これに対して、構造改革が速やかに遂行された場合、わが国産業の競争力が維持される一方、東アジアの経済成長による果実をわが国経済も発展的に吸収することが可能となる結果、わが国対外バランスの赤字転落は回避される見通しである。なお、この結論は、女性・高齢者の活用による雇用増を通じて家計部門の貯蓄率低下が回避される一方(図表 34)、経済活性化による歳入増加等によって政府部門の赤字拡大が抑制されることの裏返しであり、I S バランスの側面からみても整合的であろう。

6. 今後の有望産業

(イ) 成長率や財政、あるいは雇用等、前章までのマクロ的視点から離れ、産業の観点からみた場合、今後のわが国経済を牽引する有望な分野は何か。わが国経済を全体としてみれば、依然として先行き不透明感や閉塞感が根強く残存しているものの、一部に今後のわが国経済を牽引する産業の萌芽をみることができる。すなわち、[1] 大規模小売店舗の新規出店・増床投資にみられる規制緩和効果の顕在化(図表 35)と、[2] パソコンや移動体通信の爆発的売れ行きにみられる技術革新による新規需要の創出(図表 36)である。それらの独立需要の立ち上がり、近年のわが国経済の持ち直し、すなわち、92～94 年度の 1 %割れの成長ペースから、95～96 年度の 2 %台への成長実現に大きく寄与した。

さらに、今後を展望しても、規制緩和および新規需要創出による需要創出は、中期的にわが国経済を支える 2 本柱と位置づけられよう。もっとも、大店法に関する規制緩和が漸次段階的に推進されているなかで、96 年 7～9 月期の大規模小売店舗出店届け出件数は前年比マイナスに転じ、規制緩和効果が一巡する兆しがみられる等、すでに行われている規制緩和分野についてみても、そのプラス効果の顕在化は未だ一部にとどまっている可能性が大きい。

(ロ) それでは、まず規制緩和等、構造改革が原動力となる有望産業には、具体的にどのようなものがあるか。総じてみれば、わが国の場合、製造業以外の産業では、国際競争に晒されず、市場原理が確立されていない結果、高コスト体質が温存されている分野が数多くあり、これらは、構造改革によって活性化が見込まれる有望分野と位置づけられよう。

そこで具体的に、構造改革による需要創出効果を産業別に試算してみると、次の通りである(図表 37)。なお、ここでは、OECD の購買力平価をもとに、産業別に内外価格差を算出し、その内外価格差が解消されることによって得られる実質所得の増加効果を需要創出効果として計算した。

これによると、最大の効果が見込まれる分野はサービス業であり、構造改革効果は GDP 比 18%に達すると

試算される。サービス業を、企業向けサービス業と個人向けサービス業に分けてみると、どちらの構造改革効果もGDP比9%であり、いずれも大きな成長余力を持った有望分野といえる。その典型例として、企業向けサービス業では、金融・証券・不動産業等、規制によって保護されてきた分野を指摘できる一方、個人向けサービス業では、大幅な内外価格差の残存する旅行・宿泊関連サービスや、演劇・コンサート等の教養娯楽関連サービスを指摘できる。

第2は卸・小売業である。依然として、非効率な流通経路等の問題点が一部に残存し、労働生産性水準が諸外国を下回るなかで、需要創出効果はGDP比7%に達すると試算される。

第3は建設業である。公共事業における内外価格差が指摘される等、非効率性が一部に残るなかで、改革推進による需要創出効果はGDP比6%と計算される。

第4は運輸通信業である。電気通信分野や旅客・貨物輸送分野において、依然として、グローバル・スタンダードから逸脱した参入規制や価格規制が温存されるなかで、構造改革の断行によってGDP比3%に上る需要創出効果が期待される。

(ハ) さらに、単に内外価格差是正によって実質所得が増加する効果ではなく、構造改革によって競争力が引上げられ、その効果によって見込まれる市場拡大効果を試算してみると次の通りである（図表37）。

これによると、全体としてみれば、内外価格差是正による実質所得増加効果と大きな差異はなく、サービス業や卸小売業、さらに運輸・通信業で大きな需要創出効果が見込める結果となっている。

(ニ) 規制緩和等構造改革に次いで、技術革新が原動力となる有望分野についてみると、次の通りである。なお、技術革新に関し、一部の基礎研究分野での遅れを過大視し、わが国の新技術開発能力を疑問視する見方がある。しかし、研究開発に対する近年のわが国の推移をみると、まず研究開発費が世界でも米国に次ぐ高水準に達し（図表38）、研究開発に対する姿勢が一段と積極化している。一方、わが国の技術収支の推移をみると、80年代に入り徐々に技術貿易の赤字幅が縮小し、93年度以降、黒字に転じている（図表39）。これらの点に着目してみると、わが国は、研究開発の分野においても、キャッチ・アップ段階から、世界のフロント・ランナーへと脱皮しつつあるとみることができる。

そこでまず、産業構造の行方をやや長い目でかつ世界的観点から展望すると、現在は、第2章で概観した通り、規格・大量生産型工業化社会から、情報化社会への過渡期と位置づけられる。こうした流れに着目してみると、情報化社会への構造転換を支える産業こそ、技術革新を機軸とする今後の有望分野とみることができる。ちなみに、わが国と、情報・通信先進国である米国とを対比してみると、彼我の格差は桁違いであり、短期的な効果ではあるものの、わが国での情報・通信技術の普及度合いが米国並みまでの上昇するだけで大幅な需要創出効果を見込むことができる。ちなみに、パソコンの世帯普及率では、米国の29%に対してわが国は17%、ケーブル・テレビの世帯普及率では、米国の62%に対してわが国は6%、デジタル衛星放送の加入世帯数では、米国の370万件に対してわが国は30万件に過ぎない（図表40）。

次に、情報化社会における新たな産業構造を展望してみると、その産業分類として、現代の規格・大量生産型工業化社会における産業構造は相応しくなく、むしろ、[1] ネットワーク系産業と、[2] 端末関連産業の2つのグループへの分類が適切であろう。

まず、ネットワーク系産業について、具体的にみると、様々なワーク・ステーションやパソコンが多様な通信手段によって連結されるなかで、セキュリティ・システムをはじめとするソフト・ウェアの重要性と必要性が飛躍的に拡大する一方、ハードウェアの分野では、光通信デバイスや光ファイバー・光素子、あるいは衛星等に対する需要が大幅に拡大しよう。ちなみに、経済企画庁の技術予測によると、光通信デバイスでは 2010 年前後での実用化と 3 兆円規模の新市場創出が見込まれている一方、光コンピューティング素子では 2020 年前後の実用化と 1 兆円規模の市場創出が見込まれている。

次に、端末関連産業についてみると、現在のビジネス・ユースのみならず、アミューズメント、さらに遠隔地間での医療や教育等の分野まで、多様な利用が普及していくと見込まれるなかで、それぞれの利用に応じたオペレーション・システム等、ソフト・ウェアに対する需要は趨勢的増加傾向を辿るとみられる。一方、ハードウェアの分野では、開発時点や実用化時点は現状不透明であるものの、情報化社会を支える主要なものとして、素材では、超電導材料や半導体超格子素子、デバイスでは、テラビット・メモリーや量子波素子、さらに製品群では人工知能型コンピュータ等での技術のブレーク・スルーと需要の爆発的増大が期待される。ちなみに、経済企画庁の技術予測によると、超電導材料は 2030 年頃の実用化、半導体超格子素子は 2010 年前後の実用化が見込まれている一方、テラビット・メモリーでは 2030 年前後での実用化と 3 兆円規模の市場創出が見込まれている。

(ホ) 最後に、規制緩和等構造改革や技術革新によるもの以外の主な有望産業として、[1] 医療・介護・健康維持増進サービス業等の医療関連産業と、[2] 環境機器製造業や環境維持・保全サービス業等、環境関連産業がある。ちなみに環境関連技術の実用化時期等を経済企画庁の技術予測によってみると、CO₂ 触媒固定化技術では 2010 年前後で実用化される一方、一般廃棄物処理システムでは 2020 年頃の実用化と 5 兆円規模の市場創出が見込まれている。

7. 今後の課題

1) 改革の方向性

以上みてきた通り、わが国は、様々な構造変化と歴史的変革の時代を迎えるなかで、現行システムの抜本的改革に迫られている。まず、その改革の方向性を整理してみると、次の通りである。

現代は、企業や個人が、国際的な視野で、それぞれの経済活動にとって相対的に魅力の多い国・地域はどこか、という観点から国や地域を選択する時代であり、いわば、世界的なシステム競争の時代である。すでに、欧米先進各国では、制度変更や公的セクターの民営化等、魅力的な国内市場形成に向けた抜本的な改革が断行されている。

こうした動きを踏まえてみると、改革は、単に先送りされる場合だけでなく、断行されても諸外国に比べて改革推進ペースが緩慢な場合には、国内市場の魅力が海外市場に比べて相対的に減退する結果、単に海外の企業・個人から無視されるだけでなく、国内の企業・個人からも見捨てられ、改革が徒労に終わる懸念が大きい。加えて、単に世界各国がすでに実現している標準システムを導入するだけでは、後発市場が先行市場を凌駕することは困難であり、改革として不十分であろう。

それだけに、現下の構造改革では、これまでわが国で問題解決に多用されてきた漸進的アプローチへの依存は無意味である。各国が魅力ある国内市場の実現に向けて積極的に改革を断行するなかで、改革の遅れは許されず、一刻も早く、メガ・コンペティションや情報化等、世界的な政治・経済・社会システムの構造変化を先取りした改革を断行し、他国に先駆けて諸外国を上回る魅力に溢れ、海外の企業・個人からも選好される国内市場の形成を図ることが必要である。なお、わが国の現状を振り返ってみると、国内への外国資本による直接投資流入は、先進各国に比べ隔絶して小規模にとどまっている。ちなみに、91年以降の推移を95年までの5年間の累計ベースで米英独3カ国と対比してみると、国内への直接投資流入額は、米国1,926億ドル、英国903億ドル、ドイツ182億ドルに対して、わが国は52億ドルに過ぎず、とりわけ米英2カ国に比べて小規模である。なお、対外直接投資は、米国3,021億ドル、英国1,290億ドル、ドイツ1,101億ドルに対して、わが国は1,036億ドルと英独2カ国とほぼ同水準であり、資本の流出面では諸外国対比必らずしも大きな格差はみられない（図表41）。こうした低調な対内直接投資流入は、コストの高さや規制の多さ等、わが国市場の魅力の乏しさに起因するものとみられる。

2) 改革の具体的メニュー

それでは次に、今後推進されるべき改革の具体的メニューは何か。まず、現下の世界的なシステム競争に打ち勝ち、わが国経済が再び活力ある経済として復活するためには、民間セクターの自助努力に加え、公的セクターにおける構造改革の断行が喫緊の課題であり、官民双方の努力によって国民一丸となって改革を推進することが不可欠である。

(イ) 民間セクターの課題

まず民間セクターでは、規制撤廃や不透明な行政指導の根絶等によって市場経済原理が確立されれば、高コスト体質の是正や有望分野へのヒト・モノ・カネ等、経済資源の重点投入が行われ、経済合理性ある秩序の形成が進展すると見込まれる。もっとも、一部には従来型の行動形態から脱却できない企業や個人が残存し、構造改革の円滑な推進を阻害する懸念がある。さらに、意識改革も必要であろう。とりわけ、開業率の低さに象徴される起業家精神の希薄さは構造転換の障害に作用する大きな問題である。開業率、すなわち、全企業数に占める新規設立企業数シェアの近年の推移をみると、米国では13%前後に達しているのに対して、わが国は4%水準に過ぎない。加えて、わが国の場合、積極的にリスク・テイクする人々を高く評価する社会的風土が今後一段と醸成されることも必要であろう。

(ロ) 公的セクターの課題

これに対して、公的セクターでは、放置しておいても自動的に経済合理性のある秩序が形成される保証はなく、重点課題を掲げ、強力に改革を推進していく必要がある。具体的には、次の通りである。

a) 構造改革の断行

まず構造改革の最重点課題として、〔1〕行政改革、〔2〕財政改革、〔3〕税制改革、〔4〕地方分権の推進、の4点が指摘されよう。

〔1〕行政改革

行政改革の眼目は、単に中央省庁を統廃合することではなく、特殊法人や政府系金融機関等も含めて、官民の役割を抜本的に見直し、これによって小さな政府を実現することにある。

さらに、行政改革の推進に当たっては、政府による市場介入を極力排除し、市場経済原理の確立を図ることが重要である。とりわけ、この目標を達成するうえで、経済的規制の撤廃や不透明な行政指導の廃止に加えて、情報公開制度の整備や行政手続法制度の拡充が有効であろう。加えて、こうした施策の断行は、透明な市場形成を通じてわが国市場に対する内外からの信頼回復に大いに寄与することが期待される。

〔２〕財政改革

わが国財政は、すでに先進各国のなかで突出して悪化した状況にある。加えて、今後、高齢化進行スピードが一段と加速するなかで、現行システムを放置した場合、ひとり財政が破綻するだけでなく、消費税率引き上げ等を通じてわが国経済が深刻な縮小均衡過程に陥る懸念が大きい点は、第２章、第３章で述べた通りである。

こうした破綻シナリオを回避するには、第３章にみた通り、ゼロ・シーリングや米国流の Pay-As-You-Go 原則等、厳格な予算の見直しを、聖域を設けず全ての分野において行うことが不可欠である。さらに、一連の行政改革による公的セクターのコスト削減、あるいは公的サービスの思い切った民営化等を主軸として財政再建路線を確立することが喫緊の課題である。

なお、厳格な予算の見直しは、公共投資関連分野についても適用されるべきであり、とりわけ、政・官腐敗の源泉ともなると懸念される利益誘導型投資の排除は重要課題である。もっとも、高度情報化社会、高齢化社会の到来が予想されるなかで、今後のわが国経済の基盤を形成する情報通信インフラ、医療・介護施設等の未来型社会資本については、重点的に整備される必要があろう。このタイプの公共事業は、従来の利益誘導型投資と異なり景気浮揚効果が大きく、さらに新規市場の創出も見込まれる。そのため、たとえ公共事業費の予算規模が全体にて抑制されても、わが国経済の縮小均衡化の回避に貢献すると期待される。

〔３〕税制改革

わが国税制は、国際的観点からみる限り、所得税・法人税等直接税に偏する一方、これらの負担は相対的に重く、起業家マインドを萎縮させ、今後のわが国経済を牽引する活力を喪失させる方向に作用している面がある。税制改革における最大の目標は、こうしたマイナス面の除去である。

まず、法人税制についてみると次の通りである。わが国の租税負担と社会保障負担を合計した公的負担は、先進各国のなかで、全体としてみれば依然として低水準であるものの、企業部門に限ってみればすでに相当高い水準に達している（図表 42）。

すなわち、具体的に、公的負担全体の GDP に占める割合を近年の先進主要各国についてみると、フランスが最も高く 40% 台半ばの水準にあり、次いで、40% 弱のドイツ、さらに 30% 台前半の英国が続いている。日米は、少なくとも 94 年では 20% 台後半でほぼ同水準であり、先進各国中最低となっている。

しかし、企業部門が負担する公的負担の GDP に占める割合をみると、様相は一変する。すなわち、わが国企

業の負担割合は、フランスを下回るものの、英米2カ国を凌駕し、ドイツにほぼ比肩する高さとなっており、わが国国内での企業活動は、税制および社会保障の公的負担の面で国際的にハンディキャップを負っている状況にあるといえる。

次に、わが国の所得税制を国際的な観点からみると、現在でも相対的に厳しい累進課税制度となっており、高所得者層を中心に労働意欲を喪失させ、人材の海外流出を促進する税体系となっている（図表43）。なお、ここでは、個人所得税制である点、すなわち、個人にとってみれば、どれだけ購買力があるかが所得水準のポイントである点に着目し、国際比較では、単なる市場レートによらず、OECDの購買力平価によって為替換算を行った。

これらの点を勘案し、さらに企業や個人が国際的に移動する時代に入りつつある点を加味してみると、現行税制の維持が、わが国経済にとって中期的にも不適切な政策であることは明らかである。したがって、国際的にみて高負担の企業税制の軽減や、累進税率の緩和を骨子とする所得税制の改正を一刻も早く断行する一方、株式の新規公開に係る税率の見直し等、起業家を含めたリスク・テイカーのインセンティブ付与を通じて、わが国国内市場の魅力回復に努めることが不可欠の課題である。

〔4〕地方分権推進

諸外国に対するわが国政治・行政システムの顕著な特徴のひとつは、地方政府が総じて弱体であるなかで、中央政府に権限が過度に集中している点である。こうしたシステムは、低水準の行政サービスや社会インフラを全国を通じて大きな格差なく引き上げていくうえで有用であり、多くの開発主義型国家で採用されている。わが国でも、戦後の荒廃から復興を遂げていく段階では一定の効果があったと評価できる。

しかし、わが国経済は、すでにキャッチ・アップ期を終え、世界のフロント・ランナーに位置するまで成長しており、そうしたシステムの有効性は減退している。加えて、産業構造転換の動きや地域住民のニーズをみると、地域毎に様々な差異があるなかで、真に効果の上がる政策を打ち出すには、地域別に対応する以外に適切な方策はあり得ない。

こうした点に着目してみれば、中央政府に集中した権限を地方政府に再配分すると同時に、全国一律を唯一最大のメルクマールとしてきたこれまでのナショナル・ミニマム型システムから脱却し、地域特色型システムへ移行することは喫緊の課題である。具体的には、機関委任事務制度と補助金制度を廃止し、中央政府からの権限再配分を図る一方、国税・地方税の税制改革を通じて地方の自主財源を確保することである。こうした改革によって、初めて地方自治体は、それぞれの自己責任において、地域の特性を生かし、各地の状況に適合した行政を行うことが可能となる。いわば、地方自治における競争原理の導入である。

b) 社会政策的観点等からの補完政策の拡充

一連の構造改革は、わが国が再生するためにはいずれも不可欠の施策である。しかし、改革の遂行に伴い、産業の構造転換に対応し切れない人々のなかで失業問題が深刻化する懸念がある等、マイナスの側面が顕在化する可能性は否定できない。そのため、構造改革の推進に伴って発生するマイナス面を補う施策を、予め社会政策的観点から講じておくことが必要である。とりわけ、重要な課題は、教育システムの拡充と、女性・高齢者雇用システムの確立である。

〔1〕教育・再教育システムの拡充 教育システムの拡充では、キャッチ・アップ型の画一的教育から創造性を重視する教育への改革と、再教育システムの整備、の2施策が喫緊の課題である。

まず、前者についてみると、規格・大量生産型工業化社会を支えてきた平均的知育システムの有用性はもはや減退し、新規産業やニュービジネスの創出に向けて、技術革新をはじめとしてあらゆる分野で従来の枠組みをブレーク・スルーする豊かな創造力が要請されるなかで、現行教育システムは抜本改革の必要性に迫られている。

一方、後者においては、産業構造の変化に伴って不可避免的に生ずると見られる雇用の流動化と失業増加に円滑に対応していくためには、社会人に対する再教育・再々教育システムの確立が不可欠であり、これらにヒト・モノ・カネの資源を重点的に投入することが必要である。

〔2〕女性・高齢者雇用システムの確立

生産年齢人口（15～64歳人口）の減少等を背景に、今後、わが国労働力人口の先細りが予想されるなかで、労働供給面で、女性および高齢者の活用は喫緊の課題となっている。しかし、女性労働の場合、単に労働力人口の増加にのみ着目した施策が採られた場合、中長期的には現在の少子化傾向がさらに加速され、総人口および労働力人口の減少傾向に一段と拍車がかかる懸念がある。

こうした点を加味してみると、女性労働の活用に当たっては、乳幼児の保育制度や所得補償制度、さらに出産・育児休暇制度等、女性の社会的活動を支援するシステムの充実が必要である。こうした制度が整備されて、初めて、単に女性の労働力が増加するのみならず、少子化問題が解決に向かおう。ちなみに、合計特殊出生率が一時1.6人前後の水準まで落ち込んだスウェーデン等、北欧諸国では、女性の社会的活動を支援する手厚い制度的保障が整備された結果、現在では2人弱の水準まで回復している（図表44）。

3) 改革の効果

最後に、構造改革による効果を定量的に把握するために、一定の前提条件のもとに試算してみた（図表45）。まず、構造改革による影響が顕在化するルートを、プラス面とマイナス面双方で整理してみると次の通りである。構造改革のマイナス影響は、ほぼひとつに集約することができる。すなわち、経済・産業・雇用等の構造転換によって必然的に発生するコストである。

一方、構造改革のプラス効果が顕在化するルートには次の3通りがある。〔1〕内外価格差が是正され、実質所得が増加する効果、〔2〕競争原理の確立を通じて生産性が上昇し、その結果、市場が拡大する効果、〔3〕経済の自由度が上昇し、民間活力が発揮される結果、技術革新等の分野で画期的なブレーク・スルーが行われ、新たな市場が創出される効果、の3ルートである。しかし、これらのうち、3番目のブレーク・スルー効果を定量的に見定めることは容易ではない。

そこで、構造改革のマイナス・ルートと、プラス効果の2ルートを計算してみると、プラス効果がマイナス影響を上回り、需要創出ではGDP比12%、雇用創出では553万人の効果があると試算される。さらに、構造改革を断行した場合は、産業空洞化が回避されるシナリオが想定できる。この観点から、構造改革のネットの

プラス効果に、産業空洞化が回避されたプラス効果を加味してみると、需要創出ではGDP比 19%、雇用創出では 883 万人効果があるとの結論が得られる。